経済的、社会的及び文化的権利に 関する国際規約 第16条及び第17条に基づく 第3回政府報告(和文)

目汐	ζ												
第 1	部 前回総括所見を受けての対応		•		•			•	•	•	•		4
第 2	2部 一般的規定に関するコメント												
1.	自決権	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
2.	外国人の地位及び権利	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
3.	外国人の公務員への採用	•	•		•			•	•	•	•	2	6
4.	国内法における差別取扱禁止規定	•	•		•			•	•	•	•	2	6
5.	他国に対する開発協力											2	7
6.	公共の福祉										•	2	8
7.	社会的弱者対策											2	8
8.	男女共同参画社会の実現		•	•	•	•				•		3	1
9.	アイヌ政策の推進											3	2
第 3	3部 規約の各条に対する逐条報告												
第6	<u> </u>												
1.	雇用及び失業に関する基礎的データ											3	3
2.	労働の権利を保障するための施策及び措置											3	3
3.	労働生産性向上のための政策											3	4
4.	雇用機会の均等確保											3	4
<u>第 7</u>	<u>'条</u>												
1.	賃金											3	8
2.	均等待遇											4	C
3.	安全かつ健康な作業状態											4	С
4.	休息、余暇、労働時間の制限及び有給休暇											4	1
第8	3条												
	 カ組合を結成し又はこれに加入する権利の保障											4	3
第9)条												
1.	 我が国の社会保障制度											4	4
2.	医療、傷病給付、出産給付											4	5
	老齡給付、障害給付、遺族給付											4	7
	家族給付											4	8
	労働災害給付											4	

6.	失業等給付	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	0
7.	社会保障関係費の推移	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	0
第 1	0条												
1.	 家族の保護											5	1
2.	母性の保護											5	3
3.	児童の保護	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	4
第 1	1条												
	ーー・・・ 相当な生活水準に関するデータ											5	7
	相当な食料についての権利											5	
	相当な住居についての権利											6	
第 1	2条												
												6	5
2.	我が国の保険政策											6	
3.	国際協力											7	
第 1	3条												
1.	 教育についての権利											7	2
2.	後期中等教育及び高等教育の無償化等											7	4
3.	教職員の待遇											7	5
4.	教育分野における国際協力	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	5
<u>第 1</u>													
無償	の義務教育の確保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	6
第 1	<u>5条</u>												
1.	 文化的な生活に参加する権利											7	7
	科学の進歩及びその応用による利益を享受する	権	利									7	8
3.	創作者の権利の保護	•										8	0
4.	国際交流及び協力の奨励・発展											8	1

(注)本報告に記載されている内容は、具体的日付が明記されているものを除き、第2回政府報告提出後の1998年8月から2009年4月時点のものである。なお、2009年9月に新政権が成立しており、本報告のいくつかの項目につき再検討を開始している。

また、本報告は、我が国の関係府省庁の協力・調整の下、作成に数年をかけて準備を行ってきたものである。したがって、2009年3月24日付けの新ガイドライン(E/C. 12/2008/2)の要素を可能な限り取り入れつつも、基本的には本件作成作業を開始した当時のガイドライン(E/C. 12/1991/1)を参考とした。

第1部 前回総括所見を受けての対応

経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会が2001年9月24日付けで採択した総括所見(「提言及び勧告」に関する部分)に対する我が国の対応を以下のとおりパラグラフごとに報告する。

(パラグラフ33)

我が国の立場については、「総括所見に関する締約国の意見」4.(1)に述べたとおりである。また、立法上及び行政上の政策、意思決定の過程において、人権への影響を事前にチェックする「人権影響評価」の制度については、そもそもそのような制度を設けることが可能かどうか、仮に可能とした場合にいかなる機関がそのような評価を行うのが適当であるかを含め広範にわたる検討が必要であり、政府として、現時点での導入は考えていない。

<u>(パラグラフ34)</u>

(第7条(d))

我が国では、現実に労働しない国民の祝日についても賃金を支払う賃金体系をとっている企業の割合が少なく、また、国民の祝日に賃金を支払うという社会的合意が無いことなどから、国民の祝日について報酬を支払うか否かは、政府としては、労使間の合意にゆだねることが適当と考えている。

(第8条1 (d))

A規約第8条はいわゆる労働基本権について規定したものであり、1 (d) においては同盟罷業をする権利を定めている。一方、第8条に規定される争議行為の禁止に関し、同条と我が国の関係法令の定めるところが必ずしも合致しないこと等の我が国の現状にかんがみ、当該規定に拘束されない権利を留保している。ただし、規約の批准の時に我が国の国内法令により同盟罷業をする権利が与えられている部門についてはこの限りでない。

本条項の留保を撤回する予定は今のところない。

(第13条2(b)(c))

後期中等教育・高等教育の無償化条項については、負担の公平や無償化のための財源をどのように確保するか等の観点から、これらの教育を受ける学生等に対して適正な負担を求めるという方針を採っていること等から、我が国は、社会権規約第13条2(b)及び(c)の適用に当たり、「特に無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保している。このことについては、委員会の見解の趣旨等も踏まえつつ、引き続き検討することとしている。なお、

後期中等教育・高等教育における教育機会均等の確保については、能力があるにもかかわらず、経済的な理由によって修学が困難な学生等に対する奨学金制度、授業料減免措置、私学助成等を通じて推進している。このような方針の下、我が国では高等学校等への進学率は97.7%(2008年卒業)に達している。

(パラグラフ35)

法務省においては、従来から、検察官に対し、その経験年数等に応じた各種研修において、国際人権関係条約等をテーマとした講義を実施しているほか、 日常業務においても、上司による指導を通じ、人権尊重に関する理解の増進に 努めているところである。

裁判官に対する研修を担当する司法研修所においては、経済的、社会的及び 文化的権利に関する国際規約に基づく我が国第2回政府報告に対する委員会の 総括所見等の趣旨を踏まえ、経験年数等に応じて実施される各種研修において、 出席した裁判官に上記総括所見を配布した上、国際人権や人権擁護に関する各 種講義を行い、裁判官の人権感覚及び国際人権基準に関する理解を深めるよう に努めていると承知している。

なお、裁判官、検察官及び弁護士になるいずれの者も、司法研修所において 修習を受けた後、法曹資格を取得するが、この修習期間中には、国際人権規約 や人権理事会等に関するカリキュラムが組み込まれていると承知している。

<u>(パラグラフ</u>36)

我が国は、包括的な国内行動計画ではないが、人権教育の分野においては、1994年12月の国連総会において1995年から2004年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、1997年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定・公表した。

国内行動計画策定後は、計画の推進状況について定期的にフォローアップを行い、その結果を施策の推進に反映した。また進捗状況を首相官邸HPで公開した。

また、我が国は、人権教育・啓発の一層の推進を図るためには、人権教育・ 啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、 基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠として、2 000年12月に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定された。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002 年3月、人権教育・啓発に関する基本計画が策定された。我が国は、本基本計 画に掲げた取組を着実に推進するよう引き続き努力してまいりたい。

(パラグラフ37)

我が国は、2008年、近年減少傾向にあったODA事業量を前年比で増額した。ODAの対GNI比O.7%目標の達成期限については留保しつつも、 戦略的援助に必要なODA事業量を確保し、目標達成に向けて引き続き努力していく。

(パラグラフ38)

2002年、政府は国会に人権擁護法案を提出した。同法案には、国家行政組織法第3条第2項に基づく独立の行政委員会として人権委員会を設置し、委員長及び委員は、その任命方法、身分保障、職権行使の独立性の保障等により、その職権を行使するに当たり、内閣や所管の大臣等から影響を受けることがないよう、高度の独立性が確保されており、また、その所掌事務として人権救済事務とともに人権啓発事務を扱うほか、政府及び国会に対する意見提出権を有することなどが含まれており、基本的な部分においては、パリ原則の趣旨に沿った国内人権機構と評価し得るものと考えられるものであった。しかし、2003年10月の衆議院の解散により同案は廃案となった。

現在、人権擁護法案については、引き続き検討を行っている。

(パラグラフ39)

2002年に政府が国会に提出した人権擁護法案では、人種、民族、信条、 性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向を理由とする不当な差別的取 扱い及び差別助長行為を明文で禁止し、これらの人権侵害に対しては、独立性 を有する人権委員会が簡易・迅速・柔軟に救済を図ることとし、より実効的な 制度を構築することとしていた。しかし前述のとおり、同法案は2003年1 0月の衆議院の解散により同案は廃案となった。

現在、人権擁護法案については、引き続き検討を行っている。

(パラグラフ40)

(雇用)

雇用関係の差別対策について、政府としては、事業主がかかる人々に対する正しい理解と認識を深め、求職者の適性と能力に基づく公正な採用選考を行うよう、指導・啓発を行い、もって、これらの者の就職の機会均等が確保されるように努めている。また、本勧告は、法律上の差別があるという前提に立っているが、我が国内の事業に使用される労働者であれば、日本社会における少数

者集団であるか否かに拘わらず、労働基準法が適用され、法第3条では、使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならないとされているところであり、この点については、明らかな事実誤認である。

(教育)

外国人の子どもが公立義務教育諸学校への就学を希望する場合には、国際人権規約等を踏まえ、日本人の子どもと同様に無償で受け入れるとともに就学支援や日本語指導など、各種支援施策を充実させている。さらに、中・高等学校等を卒業できなかった外国人の子どもについても、日本人の子どもと同様、認定試験制度により、上級の学校へ入学機会を提供している。

また、学校教育においては、誰に対しても差別をしないことなど人権尊重の 意識を高める教育の充実を図っている。

(人権啓発)

2000年に施行された人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の 規定に基づき、政府の人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策 の大綱として人権教育・啓発に関する基本計画が閣議決定された(2002年 3月)。同計画には、同和問題やアイヌの人々、外国人等が個別の人権課題とし て掲げられており、政府は、それぞれの問題の解決に向けて様々な取組みを行っている。

また、法務省の人権擁護機関では、すべての方々の人権が尊重される社会の 実現を目指して、「部落差別をなくそう」や「アイヌの人々に対する理解を深め よう」等を年間強調事項として掲げ、年間を通じて、全国各地で各種啓発活動 を行っている。

(ウトロ問題)

政府としては、ウトロ問題に関し、当時不幸な状況に陥った多数の方々がいたことは否定できないと考えており、戦争という異常な状況下とはいえ、これらの方々に耐え難い苦しみと悲しみを与えたことは極めて遺憾であると考えている。しかしながら、日韓間では1965年に日韓両国で締結された日韓請求権・経済協力協定により、財産及び請求権の問題は完全かつ最終的に解決されたことが確認されている。本件問題は、基本的には地区住民と不動産業者との間の民事上の紛争であり、一義的には両当事者で解決すべき問題であるとの観点から、政府としては、その解決に向けた協議・調整の推移を見守っているところである。

一方、ウトロ地区の住環境整備については、2007年12月5日に国土交通省、近畿地方整備局、京都府、宇治市により設置された「ウトロ地区住環境改善検討協議会」が3回開催されており、住環境の改善に向けた検討が進められているところである。

(パラグラフ41)

法務大臣の諮問機関である法制審議会は、1996年2月に嫡出である子と 嫡出でない子の法定相続分を同等とすることを含む「民法の一部を改正する法 律案要綱」を法務大臣に答申した。

しかし、この問題は、婚姻制度や家族の在り方と関連する重要な問題であり、 国民各層や関係各方面で様々な議論があることから、大方の国民の理解を得る ことができるような状況で法改正を行うことが相当であると考えている。法務 省としては、この問題についての国民各層や関係各方面の理解を深めるために、 法制審議会の答申の内容や世論調査の結果を広く公開するなどして、この問題 を議論する上で参考になる情報を広く一般に提供しつつ、国民各層や関係各方 面での議論の状況を注視しているところである。

我が国の国籍法は、出生による国籍取得について、「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」と規定し、子の出生時に日本国民である父又は母と法律上の親子関係がある場合(婚姻中の嫡出子である場合、婚姻関係にない日本人父から胎児認知されている場合、婚姻関係にない日本人母が出産した場合)に、日本国籍を取得するとしている(国籍法第2条第1号)。

従前、日本人男と外国人女の間に生まれた嫡出でない子で胎児認知を受けなかった子については、子の出生後に日本人父の認知及び父母の婚姻により嫡出子の身分を取得し、20歳未満の場合は、法務大臣への届出によって、日本国籍を取得することができるとされていたが、現在、2009年1月1日施行された改正国籍法により、父母の婚姻がなくとも、日本人男に認知された20歳未満の子の場合は、法務大臣への届出によって、日本国籍を取得することができるとしている(国籍法第3条)。

以上のように、出生時における法律上の親子関係の有無等により国籍取得の要件が異なることは、血統という単なる生物学的要素を絶対視せず、憲法第24条の精神に立脚し、法律上の親子関係により我が国との間で密接な結合が生じる場合に国籍を付与するとの基本的考えに基づくものである。

また、日本人父の嫡出でない子で日本国籍を取得できなかった子については、 帰化により日本国籍を取得する方法もあり、日本で生まれた者及び日本人男か ら認知された者については、帰化条件が緩和されている(国籍法第6条第2号、 第8条第1号、同条第4号)。 他にも、2004年11月1日から行政上の配慮として嫡出でない子の戸籍における父母との続柄欄の記載方法を嫡出子と同様の記載とすることとしたほか、既に戸籍に記載されている嫡出でない子についても、申出により、父母との続柄欄の記載を嫡出子と同様の記載に改めることとした。

法務省の人権擁護機関では、嫡出でない子に対する差別を含め、あらゆる人権侵害に対し、人権相談所において人権相談を受け付けているほか、人権侵害を受けたとして被害申告があった場合には、人権侵犯事件として救済手続を開始して事実関係を調査の上、事案に応じた適切な措置を講ずるなど、人権侵害による被害の救済及び予防に努めている。

また、あらゆる差別は許されないとの観点から、積極的に人権啓発活動を行っており、すべての方々の人権が尊重される社会の実現を目指して各種の啓発活動に努めている。

(パラグラフ42)

男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であるという認識の下、1999年に男女共同参画社会基本法を制定した。さらに、2000年12月には、同法に基づく男女共同参画基本計画を、2005年12月には男女共同参画基本計画(第2次)を閣議決定し、同計画に基づき総合的かつ計画的に男女共同参画社会の形成の促進に資する施策を推進してきたところである。

男女共同参画社会の形成の促進に当たっては、女性の政策・方針決定過程への参画を進めることが重要である。男女共同参画社会基本法では、男女共同参画の形成についての基本理念の一つとして、「政策等の立案及び決定への共同参画」を掲げている。さらに、同法においては、男女間の格差を改善するため、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を国の責務及び国に準じた地方公共団体の責務として規定している。

また、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待」という目標を、男女共同参画基本計画(第2次)においても重点事項の1つとして明記しており、各分野における女性の参画状況について毎年フォローアップを行うなど、目標達成に向けて取組を進めている。

さらに、女性の参画の拡大のための一層戦略的な取組を行うために、2008年度に総理を本部長とする男女共同参画推進本部において「女性の参画加速プログラム」を策定し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現、女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実、意識の改革の3つを一体として進めることを施策の基本的方向として打ち出すとともに、2010年度までの具体的取組を定め、各分野の

トップ層等への戦略的な働きかけ等のあらゆる分野における女性の参画促進のための基盤整備を行っている。また、活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野として、医師、研究者、公務員の3つを重点分野として掲げ、取組を進めている。

特に、国家公務員については、上記プログラムにおいて、政府全体として本省課室 長相当職以上に占める女性の割合を2010年度末に少なくとも5%程度とすることを 目指して、女性職員の登用を積極的に進めること、また、柔軟な勤務体制の推進や 働き方の見直し、女性の意欲向上と能力開発・発揮(エンパワーメント)のための取組 を行うことについて規定している。なお、各府省においては、それぞれの「女性の採 用・登用拡大計画」等の充実・見直しを行っているところ。

政治分野においては、衆議院議員9.4%、参議院議員18.2%(2009年4月現在)、都道府県議員8.2%、市区町村議会議員10.8%(2008年)と、緩やかではあるが、確実に女性の参画は進んでいる。また、更なる女性の参画の拡大を図るため、女性の政治進出が進んだ国における、法律や政党内規の定めによるポジティブ・アクションについて、諸外国の事例調査を行っている。

国の審議会等における女性委員の割合については、2008年9月末現在32.4%となっている。国の審議会等については、2020年までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならない状態を達成すること、また当面の目標として2010年度末までに33.3%とすることを目標とし、引き続き取組を進めている。また、地方公共団体の審議会においても、国に準じて数値目標の設定等による取組を進めており、女性が占める割合は、都道府県32.6%、政令指定都市30.7%と着実に上昇している。

<u>(パラグラフ43)</u>

(DV)

1 配偶者からの暴力

(1)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定 2001年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)が成立した。この法律は、我が国において、配偶者からの暴力の問題を総合的に規定した最初の法律である。被害者の相談、カウンセリング、一時保護、各種情報提供などの業務を行う配偶者暴力相談支援センターについて規定するとともに、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し発する保護命令について規定している。この保護命令には加害者に対し、6か月間、被害者の身辺につきまとうことなどを禁止する「接近禁止命令」と、加害者に対し、2週間、被害者と生活の本拠を共にしている住居から退去することを命ずる「退去命令」の2つの類型が用意されている。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。私人 の申立てにより裁判所が発する命令が罰則で担保されるというのは、これまで 我が国になかった新たな制度である。

(2) 法律の第一次改正

2004年6月、配偶者暴力防止法の第一次改正がされた。主な改正点は、 ①「配偶者」の定義追加、②「暴力」の定義拡大、③保護命令制度の拡充(2 週間の退去命令を2か月に延長。)、④被害者の自立支援に対する国及び地方公 共団体等の責務の明確化、⑤職務関係者が被害者の国籍、障害の有無等を問わ ずその人権を尊重することの明確化などである。

第一次改正に基づき、「配偶者からの暴力」には、身体に対する暴力のほか、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含めるものとされたほか、離婚後に元配偶者から引続き受ける暴力または言動もこれに含めるものとされた。また同年12月、同法に基づき、主務大臣(内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣)は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を策定した。この方針は、同法に規定する個々の事項ごとに、制度の概要と施策の実施に当たっての考え方等を記述しており、都道府県が策定する基本計画の指針となるべきものである。

(3) 法律の第二次改正

2007年7月、配偶者暴力防止法の第二次改正がされた。主な改正点は、①保護命令制度の拡充等(生命身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令、電話・ファクシミリ・電子メール等を禁止する保護命令、被害者の親族等への接近禁止命令等)、②基本計画の策定を市町村の努力義務とすること、③市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることを努力義務とすること、などである。

第二次改正に基づき、身体に対する暴力だけを保護命令の申立要件としていたものが、生命身体に対する脅迫行為にまで拡充するほか、被害者の身辺の徘徊、つきまといのみを対象としていた接近禁止命令を実効性あるものとするため、電話・ファクシミリ・電子メール等を禁止する電話等禁止命令を創設するとともに、被害者とその同居の子のみを対象としていた接近禁止命令の保護対象を、被害者の親族及び社会生活において密接な関係を有する者にまで拡大した。

また、被害者にとって身近な存在である市町村の取組の促進を図るため、配偶者暴力相談支援センターの設置及び基本計画の策定を市町村の努力義務として課した。

2 配偶者暴力相談支援センター等への相談件数

2002年4月から各都道府県は、婦人相談所等その他の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターの業務を開始している。また、2004年の法改正により、市町村においても配偶者暴力相談支援センターの設置が可能となったほか、2007年の法改正により、配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務とされた。2009年4月1日現在、全国183施設が配偶者暴力相談支援センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っている。

2008年度中に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は68,196件で、毎年度増加している。

各都道府県が設置している婦人相談所において、配偶者からの暴力を受けた 者等の一時保護を行っている。また、2002年度以降、厚生労働大臣が定め る基準を満たす者(母子生活支援施設、民間シェルター等)に婦人相談所が一 時保護を委託することが可能となっている。

2007年度に夫等の暴力を主訴として一時保護された者は、4,549人である。

日本における、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律違反事件の受理処理状況については、別表のとおりであり、家庭内暴力等の事案に対し、関係法令を積極的に適用することにより厳正な対処に努めている。また、配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等(2006年4月から2009年6月末日現在)については、概数で、新受件数9,610件(2006年3月の未済件数101件を含む。)、うち未済件数117件、既済件数9,493件であり、既済件数のうち認容件数7,534件、却下件数495件、取下げ等1,464件であると把握している。

〇いわゆるDV法違反のうち保護命令違反事件の受理処理状況

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
通常受理	2	36	40	52	74	58	83
公判請求	0	19	21	33	29	28	34
略式命令請求	0	10	13	10	29	13	37
不起訴	0	6	6	8	18	14	14

警察では、配偶者からの暴力事案について、刑罰法令に抵触する場合には、事案の内容に応じて検挙等の適切な措置を講ずるほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、裁判所から出された保護命令に違反した場合の検挙措置、被害者の申出に基づく援助措置や配偶者暴力相談支援センターその

他の関係機関・団体と連携した被害者対策を講ずるなど、被害者の立場に立った積極的な対応を図っている。

(1) 配偶者からの暴力相談等の認知件数(相談、援助要求、保護要求、被害届等の件数)

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
	(注)							
認知件数	3, 608	14, 140	12, 568	14, 410	16, 888	18, 236	20, 992	25, 210

(注) 2001 年は、10月13日(法施行日)から12月31日までの間

(2) 保護命令違反検挙件数

	2001 (注)	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
検挙件数	3	40	41	57	73	53	85	76

(注) 2001年は、10月13日(法施行日)から12月31日までの間

(3) 配偶者間 (内縁関係にある者を含む。) による暴力 (殺人、傷害及び暴行) の検挙件数 の推移

		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
殺		197	191	197	215	206	218	179	192	200
人	うち夫によるもの	134	116	120	133	127	126	117	107	126
傷		888	1, 097	1, 250	1, 269	1, 198	1, 342	1, 353	1, 346	1, 339
害	うち夫によるもの	838	1, 065	1, 197	1, 211	1, 143	1, 264	1, 294	1, 255	1, 268
暴		127	156	219	234	290	379	707	933	1, 045
行	うち夫によるもの	124	152	211	230	284	359	671	870	975

(注1) 配偶者間による暴力事件には、保険金目的殺人等も含まれる。

(注2)殺人は、未遂も含む。

(セクシュアル・ハラスメント)

セクシュアル・ハラスメントを含め、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。1999年に国連が「女性に対する暴力撤廃国際日(11月25日)」を定めたことから、男女共同参画推進本部は、同月12日から同25日までの2週間、女性に対する暴力をなくす運動を展開し、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

2006年に実施された「女性雇用管理基本調査」によると、過去3年間に 労働者からセクシュアルハラスメントの相談実績又は事案のあった企業は10. 5%であり、規模別にみると、5,000人以上規模では86.0%、1,0 00~4,999人規模では55.1%、300~99人規模では26.7%、 100~299人規模では13.2%、30~99人規模では6.5%となっている。

また、2006年改正以前の男女雇用機会均等法に基づくセクシュアルハラスメント対策は事業主の配慮義務であったが、同調査によれば、セクシュアルハラスメント防止のための取組として、「就業規則、労働協約等の書面でセクシュアルハラスメント防止についての方針を明確化し、周知した」という企業は40.1%、セクシュアルハラスメントに関する相談・苦情対応窓口の設置について、「人事担当者や職場の管理職を相談担当者に決めている」という企業が60.4%となっている。

2006年に改正された男女雇用機会均等法は2007年4月から施行されたが、同法においては、事業主のセクシュアルハラスメント対策が義務化されるとともに、調停及び企業名公表の対象とされたことから、これについて適切に対応してまいりたい。

(児童の性的搾取の事例)

- (1)児童買春事件
- (a) 無職男性による児童買春事件(千葉)

2008年3月、無職男性(51歳)は、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)と呼ばれる会員制インターネットサービスで知り合った女子中学生(14歳)に対し、対償を供与して性交をした。同月、無職男性を検挙した。

(b) 会社員による児童買春事件(京都)

2008年6月、会社員男性は、いわゆる「出会い系喫茶」で知り合った女子高校生(16歳)に対し、対償を供与する約束をしてわいせつな行為をした。 8月、会社員を検挙した。

- (2) 児童ポルノ事件
- (a)会社役員等による児童ポルノ販売事件(愛知、宮城、千葉、静岡)

2007年11月から2008年2月までの間、会社役員(31歳)等17人は、インターネットのホームページを利用して全国一円の延べ約780人の顧客に児童ポルノ等DVD約6,500枚を販売した。7月までに会社役員等を検挙した。

(b) 会社員等によるファイル共有ソフト利用の児童ポルノ提供目的所持事件

(埼玉)

2008年9月から10月までの間、会社員男性(37歳)等3人は、各々児童ポルノファイルが蔵置されたコンピュータを、ファイル共有ソフトを使用して児童ポルノファイルを共有するためのネットワークに接続した。11月、会社員等を検挙した。

				童買春∙児童	をポルノ禁」	上法の被害	児童の推利	\$		
						-7-3 ** 12.7 🗖	7011		対2年~平	成20年)
区分	学職	総数 (人)	未 就 学	学生・ 生徒	小学生	中学生	高校生	その他 の学生	有職 少年	無職 少年
	20	846	0	667	0	323	343	1	23	156
児	19	1, 144	0	845	2	378	460	5	50	249
童	18	1, 325	0	949	7	478	460	4	49	327
買	17	1,504	0	1, 157	7	588	558	4	52	295
春	16	1, 596	0	1, 286	10	596	670	10	36	274
事	15	1,546	0	1, 232	6	586	638	2	39	275
件	14	1,630	0	1, 225	4	640	575	6	60	345
''	13	1, 214	0	979	5	477	488	9	26	209
	12	840	0	623	8	279	326	10	29	188
	20	338	6	306	33	126	147	0	7	19
児	19	275	6	251	24	105	122	0	6	12
童	18	253	12	228	26	126	74	2	3	10
ポ	17	246	5	213	26	68	119	0	4	24
ル	16	82	0	68	5	30	33	0	4	10
1	15	71	0	67	11	15	41	0	3	1
事	14	60	1	48	12	20	16	0	7	4
件	13	175	1	170	75	76	19	0	2	2
	12	123	1	120	71	22	27	0	1	1

日本における、児童福祉法違反事件及び、児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反事件のうち児童買春罪、児童ポルノ提供等罪の受理処分状況については、別表のとおりであり、児童の性的搾取等の事案に対し、関係法令を積極的に適用することにより、厳正な対処に努めている。なお、通常第一審における児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反事件の違反態様別終局人員(2001年から2008年。)については、総数2,454人、うち児童買春1,388人、児童買春周旋88人、児童ポルノ提供等977人、児童買春等目的人身売買等1人であると把握している。

〇児童福祉法違反事件の受理処分状況

	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
通常受理	473	481	348	507	544	610	750	743	689	580
公判請求	216	240	239	307	352	459	486	520	480	394
略式命令請求	8	1	6		5	2		2	2	2
不起訴	161	157	83	114	100	114	160	139	132	128

〇児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反事件の受理処分状況 第4条(児童買春)

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
通常受理	20	536	806	1180	1155	1108	1086	1205	1044
公判請求	11	179	264	383	347	374	338	318	239
略式命令請求	7	305	476	710	719	651	659	771	670
不起訴		33	47	60	57	77	70	86	82

^{※1999}年は同年11月及び12月分

第7条(児童ポルノ提供等)

21- 21-12											
	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年		
通常受理	28	188	153	203	283	272	510	686	637		
公判請求	23	124	116	139	156	168	347	473	428		
略式命令請求	2	22	15	32	58	56	84	112	105		
不起訴	2	31	14	20	49	45	67	59	68		

^{※1999}年は同年11月及び12月分

(パラグラフ44)

我が国においては、男女間の不合理な賃金格差の解消のため、従来より労働 基準法第4条において男女の賃金差別を禁止している。また、男女雇用機会均 等法において、賃金決定に大きく影響することとなる雇用の場における募集・ 採用、配置・昇進、教育訓練等、雇用管理の各局面における性差別を禁止して いる。日本政府は、これらの法律の施行を始めとした男女間の賃金格差の縮小 のための取組を進めている。

^{※2004}年以降は、改正法施行前及び施行後の事案を含む

また、女性が賃金面で差別を受けないようにするためには、配置や業務の与 え方において差別を排除し、幅広い能力を身につけられるようにすることと、 身につけた能力が公平に評価されるようにすることが有効である。このため、 政府は、2006年に男女雇用機会均等法を改正し、業務の配分や権限の付与 についても性差別が禁止される旨明記し、間接差別を禁止するなど、雇用管理 における性差別禁止の強化を図ったところである(2006年の改正内容につ いては第6条5.を参照)。また、同改正法の内容に合わせ改訂した「コース等 で区分した雇用管理についての留意事項」に基づき、コース別雇用管理制度が、 性差別的な男女別雇用管理制度として運用されることがないよう、企業に対す る指導を行っているところである。さらに、2003年以降、「男女間の賃金格 差解消のための賃金管理及び雇用管理改善方針に係るガイドライン」を労使団 体に広く配布するなどして、企業内における男女間の賃金格差の実態を把握し、 対応策を議論すること、賃金決定基準及び評価制度の明確化など公正・透明な 制度を整備すること等を労使に呼びかけている。さらに、男女間賃金格差の現 状や男女間賃金格差縮小の進捗状況をフォローアップするため、「男女間賃金格 差レポート」を作成するとともに、労使団体や事業主に配布している。

日本では企業横断的・職種別労働組合ごとではなく、個別企業における労使 交渉により企業単位で労働条件を決定している。このような中で、雇用管理制 度や慣行の見直しを進めるためには、個別企業内においての労使の取組が何よ りも重要であり、また、女性の継続就労などに対する社会全体の意識の更なる 変化も必要不可欠となっている。

これまで政府は、男女差別については法で禁止するとともに、ガイドラインの提供などにより労使に企業内での雇用管理見直しの取組を働きかけるなど、日本の雇用管理の実態を踏まえた最も有効と考えられるアプローチをしてきた。経済のグローバル化や少子化を背景に企業における雇用管理は益々変化する様相を見せているが、政府はそのような動きを的確に見極めながら、男女間の賃金格差の縮小に向けた施策を、労使の理解と協力を得ながら、今後とも積極的に進める考えである。

(パラグラフ45)

(第105号)

この条約は、同盟罷業に参加したことに対する制裁としての強制労働を禁止 したものであり、争議行為の共謀、あおり及びそそのかしに対する懲役刑を規 定する我が国の国内法制との整合性等につき、慎重に検討する必要がある。

(第111号)

我が国においては、基本的には法の下の平等が憲法に規定されており、雇用、 職業の分野においては、関連労働法令により差別に対する施策が基本的に講じ られているが、本条約は雇用及び職業に関する広汎な差別を対象としており、 その締結については、国内法制との整合性等について慎重に検討する必要があ る。

(第169号)

この条約は、ILOが本来取り上げるべき労働者保護以外の事項が多く含まれている上、我が国の法制度と相容れないような規定(例えば刑罰に関する原住民らの慣習が尊重されること、原住民らには拘置の方法以外の処罰の方法が優先されることが規定され、罪刑法定主義及び法の下の平等という日本国憲法の理念に基づく我が国の刑罰制度との整合性の観点から問題がある。)が存在しているという問題もあるため、直ちに締結するには問題が多いと考えている。

(パラグラフ46)

我が国では、労働時間の短縮を促進するため、2006年4月から施行されている労働時間等の設定の改善に関する特別措置法に基づき、労働時間等の設定の改善に関する労使の自主的な取組を促進している。

また、具体的な行政上の措置として、計画的付与制度の普及等による年次有 給休暇の取得促進や、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延 長の限度等に関する基準の遵守による時間外労働の削減を推進している。

(パラグラフ47)

我が国では、65歳までの安定した雇用機会を確保するため、2004年に改正され、2006年から施行されている「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、事業主に対して、定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定めの廃止のいずれかの措置を講じるよう義務付けるとともに、高年齢者等の再就職の促進に関する措置を行っているところである。

また、公共職業安定所において、求職者に対し求人情報の提供、職業相談等のきめ細かな就職支援を実施し、雇用の安定に努めている。特に、家計の担い手である求職者等早期再就職の必要性が高い求職者に対しては、担当者制により求人開拓から就職に至る一貫した就職支援を行っている。 さらに、不安定就労を繰り返す傾向がある中高年求職者に対して、安定した雇用の実現を図るために、心理面や生活面に重点を置いたきめ細かな就職支援を民間事業者に委託して実施している。

(パラグラフ48)

公務員は、その地位の特殊性と職務の公共性にかんがみ、国民全体の共同利益の保障という見地から、労働基本権について一定の制約がなされており、一方でその生存権保障の見地から、人事院勧告制度等の代償措置が講じられているところである。

我が国の最高裁判所は累次の判決により、公務員の争議行為の禁止について、これを合憲としているところである。すなわち、公務員も勤労者であり、労働基本権を保障する憲法第28条の規定は公務員にも適用されるが、この権利は国民全体の共同利益の保障の見地からする制約を免れ得ないものであり、また、人事院勧告制度等の労働基本権制約に対する適切な代償措置が講じられているところから、公務員の争議行為を禁止した法律の各規定は違憲ではないと判示している。

公務員のストライキ権禁止に関するILOの見解は十分認識しているが、公務員の争議行為制約の範囲等については、各国の歴史的背景や公務員労使関係の状況等諸般の事情を考慮して決められるべきものである。

<u>(パラグラフ49)</u>

(情報の透明性、安全性)

原子力の安全に対する国民や立地地域の住民の皆様の理解を得るためには、 原子力安全規制に関し、十分な説明を行い、御意見を伺うことが重要と認識し ている。

原子力安全に関する情報については、これまでもさまざまな機会や媒体を通じて適切に公開している。

経済産業省原子力安全・保安院においては、主要立地地域に原子力安全地域 広報官を配置して体制を整え、原子力の安全規制に関し、原子力立地地域の自 治体、地元議会、住民に説明するとともに、パンフレットの作成・配布等を積 極的に行うなど、情報公開の体制強化を図っており、今後とも、原子力安全規 制に対する国民からの理解の増進に最大限の努力をするとともに、事業者に対 しては、安全に係る情報公開や対外説明をしっかり行うよう指導したいと考え ている。

(準備計画)

我が国の防災に関する基本的な法律である災害対策基本法に基づく防災基本計画には、原子力災害対策編が設けられており、原子力災害対策の基本として、原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について定めている。

防災基本計画に基づき、関係省庁は防災業務計画、都道府県・市町村は地域 防災計画を策定し、関係省庁の所掌事務や当該都道府県・市町村の区域に関す るより具体的な対策を定めている。

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者は、原子力事業所毎に原子力事業者防災業務計画を策定し、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策等に関し定めている。

(パラグラフ50)

支給開始年齢については、厚生年金について2001年より25年かけて6 5歳への引上げが開始されたところである。

支給開始年齢の65歳への引上げについては、定年の65歳への引上げなど、 雇用・就労との連携が重要であり、2004年には、①定年の引上げ、継続雇 用制度の導入等の義務付けによる65歳までの安定した雇用の確保、②高年齢 者等の再就職援助の強化等の措置を盛り込んだ改正高年齢者雇用安定法が成立 したところである。

また、1994年及び2000年の年金制度改正において、厚生年金における繰上げ受給制度を見直し、60歳からも年金を受給できる途を開いており、個々人の生活設計に合わせて、希望に応じて年金が受給できることとした。2004年の年金制度改正においても、60歳台前半の高齢者の就労を阻害せず、働きながら年金を受給される方にとって、働くことに中立的な制度とするため、60歳台前半の在職老齢年金制度について、一律に2割支給停止する仕組みを廃止することとした。

(パラグラフ51)

最低保障年金については、2009年9月の「連立政権樹立に当たっての政 策合意」において、最低保障年金を含む新たな年金制度を創設することとされ ている。

また、女性と年金のあり方については、2001年に「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」において議論を行い、その結果を踏まえ、2004年の年金制度改正において、「被扶養配偶者を有する第2号被保険者が負担した保険料は夫婦が共同負担したもの」という基本的認識を法文上明らかにし、離婚時等の厚生年金分割を導入するなどの見直しを行ってきている。

(パラグラフ52)

障害を理由とする差別の禁止については、憲法第14条(法の下の平等)の

規定に加え、既に、2004年に「障害者基本法」を改正し、法の基本的理念 等に明示した。

法令における差別的な規定の廃止については、障害者に係る欠格条項として対象となる63制度すべての見直しを行った。

2008年6月1日現在で、国の機関は38機関中38機関(達成割合100.0%)、都道府県が160機関中152機関(達成割合95.0%)、市町村の機関が2,512機関中2,107機関(達成割合83.9%)が法定雇用率をそれぞれ達成しているところである。

このように公的機関の障害者雇用状況は着実に進展していると考えているが、 達成していない機関も残っており、特に都道府県教育委員会については、47 機関中4機関しか達成していない等問題も多く残っているところである。

このため、2005年に、公的機関における障害者雇用率の達成目標を立て、 未達成の機関に対し、厳正な指導を行っているところであり、これらの取り組 みを通じて、障害者雇用率達成に向けて引き続き取り組んでまいりたい。

(パラグラフ53)

そもそも、本規約は、我が国が規約を締結(1979年)する以前に生じた 問題に対して遡って適用されないため、慰安婦問題を規約の履行状況の審査の 場において取り上げることは適切ではない。

その上で申し上げれば、日本政府は、慰安婦問題に関し、1991年12月から1993年8月にわたり、全力を挙げて元慰安婦の方々からの個別の聞き取りを含む調査を行いその結果を発表するとともに、1993年8月に、慰安婦問題を多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であると認識した上で、お詫びと反省の意を表明する旨の(河野)官房長官談話を発表した。同談話に示されたこのような立場は、日本政府の一貫した基本的立場である。

慰安婦問題を含め、先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については、日本政府は、サンフランシスコ平和条約、二国間の平和条約及びその他の関連する条約等に従って誠実に対応してきており、これら条約等の当事国との間では法的には解決済みである。

このような立場を踏まえつつ、日本政府は、本件問題への対応につき、国民的な議論を尽くした結果、既に高齢となられた元慰安婦の方々の現実的な救済を図るため、1995年7月に政府と国民が共同で「アジア女性基金」を設立し、同基金は、上記調査結果をも踏まえて、元慰安婦の方々に対し、償い金をお届けするとともに、医療福祉事業等を行った。政府は、2007年3月をもって同基金が解散するまで政府予算より約48億円の拠出を行うなど、最大限の努力を行ってきた。こうした慰安婦問題の事実関係や同基金の活動について

は、同基金のホームページ(http://www.awf.or.jp)などにおいて具体的に公表している。こうした資料については、アジア歴史センターのホームページ(http://www.jacar.go.jp)でも閲覧が可能である。また、日本政府は、アジア女性基金の事業を通じて、元慰安婦の方々に、総理の謝罪のお手紙をお届けした。

政府としては、基金の事業を通じて表された日本国民の気持ちに理解が得られるよう、引き続き努力していく。また、基金の意思を継いで、元慰安婦の方々のケアを含む、アジアの女性の名誉と尊厳に関する事業に積極的に取り組んでいく。

(パラグラフ54)

被災した特別養護老人ホーム等における入所者の処遇の確保のため、被災地 近隣の施設及び近県から介護職員等の派遣や、食料、おむつなどの日常生活に 必要な物資の提供を行うよう、各都道府県・指定都市に要請した。

また、「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律」及び「阪神・ 淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づき 特別養護老人ホーム等の災害復旧費に係る国の補助割合の引き上げを行うとと もに、災害により増大した介護需要等に対応するため、特別養護老人ホーム等 の整備を推進したところである。

(パラグラフ55)

住宅金融支援機構は、災害復興住宅融資として、災害により滅失・損傷した 家屋の復旧に必要な資金を長期固定金利で貸し付ける融資を行っている。

(パラグラフ56)

日本におけるホームレスの実態に関する調査については、2002年に成立した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(以下「法」という)の規定に基づき、地方公共団体の協力を得て、2003年及び2007年に全国調査を実施し、ホームレスの起居している場所やホームレスになった原因等の把握を行ったところである。

また、法及び2007年の全国調査結果を踏まえ2008年に見直しを行った「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」に基づき、ホームレスの自立を支援するために、雇用、住宅、保健医療、福祉等の各分野にわたって施策を総合的に推進しているところである。

(パラグラフ57)

民事保全法における仮処分命令手続においては、命令にはその理由を付さな ければならないとされている(民事保全法第16条)。また、債務者に対して立 退きを命ずるような仮処分命令は、債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険 を避けるためこれを必要とするときに限り、原則として口頭弁論又は債務者が 立ち会うことができる審尋の期日を経た上で、発することができるものとされ ている(同法第23条第2項、第4項)。債務者は、仮処分命令に不服があれば、 保全異議を裁判所に申し立てることができる(同法第26条)。裁判所は、この 申立てに対して決定を行い、仮処分命令を取り消すときは、債務者の申立てに より、債権者に対し、原状回復を命ずることができる(同法第32条第1項、 第33条)。債務者は、保全異議の申立てに対する裁判所の決定に不服があれば、 保全抗告を裁判所に申し立てることができる(同法第41条第1項)。また、裁 判所は、これらの債務者の保全異議や保全抗告の申立てに対する決定を行うま での間、仮処分命令の執行停止を命ずることができる(同法第27条、第41 条第4項)。さらに、仮処分命令は暫定的なものであり、最終的にはより厳格な 手続である本案訴訟において、立退きの当否が裁判所によって判断されること になる。仮に、債権者が本案訴訟を提起しない場合には、裁判所は、債務者の 申立てにより、債権者に対し、本案の訴えを提起するとともにその提起を証す る書面を提出することを命じなければならず、債権者が同書面を提出しなかっ たときは、裁判所は、債務者の申立てにより、保全命令を取り消さなければな らない(同法第37条第1項、第3項)。したがって、総括所見は、前提である 法制度について、事実を誤認しているものである。

日本における仮処分命令発令手続を含む立退き命令については、一般的な性格を有する意見4及び7において委員会が明示したガイドラインに反するところはない。

(パラグラフ58)

高等学校入学者選抜については、学力試験に偏重した入学者選抜から推薦や 面接試験の実施など、生徒の多様な能力、適性等を多面的に評価できるような 改善を図り、また、大学入学者選抜についても同様の改善が積み重ねられて来 たところである。

若年層の不登校、病気、自殺については、様々な原因や背景が複雑に絡み合い、発生していると考えられており、教育システムとの関連性は明らかではない。

(パラグラフ59)

我が国においては、教科書の著作・編集を民間に委ねることにより、著作者

の創意工夫に期待するとともに、適切な教科書を確保することをねらいとして 教科書検定制度を設けており、従来より、

- ①全国的に定められた教育課程の基準(学習指導要領)に基づいていること、
- ②申請図書の内容に誤りや不正確な記述が無いこと、
- ③記述の内容が公正でバランスのとれたものとなっていること

等を内容とする検定基準により、教科用図書検定調査審議会の専門的な審議の 結果に基づいて、厳正かつ適切に実施している。

(パラグラフ60)

言語的少数者としての外国人児童生徒への教育については、外国人の子どもが公立義務教育諸学校への就学を希望する場合には、国際人権規約等を踏まえ、日本人の子どもと同様に無償で受け入れている。このような子どもたちが円滑に日本の教育を受けられるようにする観点から、日本語指導のためのカリキュラムの開発や教員の配置、母国語を話せる者による支援等、言語的少数者の児童生徒に最大限の配慮をしている。

例えば、日本語の不自由な韓国・朝鮮人の児童生徒に対して韓国・朝鮮語を話せる者と教師が協力して、日本語指導も含め円滑に教育が受けられるように支援している。

外国人学校については、学校教育法第134条に基づく各種学校として都道府県の認可を受けているものもあり、準学校法人立の各種学校については、地方自治体から財政支援を受けているものもある。また、大学入学資格についても認められているものもある。

学校教育法第1条に定める学校(いわゆる1条校)として求められる要件を満たしていれば、1条校としての認可を受けることは可能であり、認可を受けた場合、財政面、大学入学資格も含めて他の1条校と制度上同等に扱われる。(これまでに外国人学校が、いわゆる1条校になった例がある。)

(パラグラフ61)

我が国においては、適法に滞在している外国人に対しては、内外人平等の原 則に立って、日本人と同様の社会保障を適用している。

また、労働基準関係法令は、我が国内の事業に使用される労働者であれば、 国籍等に拘わらず適用される。

外国人研修生については、一部の受入れ機関による賃金の不払いや人権侵害などの不適正な受入れが増加している現状に対処するため、積極的に実態調査を行い、不適正な受入れを行った機関に対して「不正行為」の認定を行って、当該機関への研修生の受入れを3年間認めないなどの措置を講じてきた。また、

外国人研修生の保護の強化を図るため、制度の見直しを行い、実務研修中の外国人研修生に対する労働関係法令の適用等を内容とした改正出入国管理及び 難民認定法が2009年通常国会で成立し、同年7月に公布された。

(パラグラフ62)

第2回政府報告に対する総括所見は立法・行政・司法に幅広く配布し、外務 省のHPにも掲載している。

第3回政府報告の作成に当たっては、一般市民からHPで広く意見募集を行い、またNGO・一般市民との意見交換会を開催し、作成の参考とした。

第2部 一般規定に関するコメント

「個人の尊厳」を基調とする日本国憲法は、第14条1項において、「すべて 国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によ り、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定して、法 の下の平等を保障している。「法の下の平等」は、立法府、行政府及び司法府の いずれをも拘束する原則であり、あらゆる国政の上で最大限尊重されなければ ならない。

1. 自決権

市民的及び政治的権利に関する国際規約第5回政府報告第2部第1条の項の 記載参照。

- 2. 外国人の地位及び権利
 第2回政府報告第1部2.参照。
- 3. 外国人の公務員への採用 第2回政府報告第1部3. 参照。
- 4. 国内法における差別取扱禁止規定

国内法における差別取り扱い禁止規定は、第2回政府報告第1部4.参照。 但し、同報告提出以降、追加のあった点は以下のとおり。

(1) 雇用における機会及び待遇について 男女雇用機会均等法第5条及び第6条

「事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわりなく均等な機会を与えなければならない。」(第5条)

「事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取 扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であつて厚生労働 省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新」(第6条)
- (2)教育を受ける権利について

日本国憲法第26条

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」

教育基本法第4条第1項

「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」

(3) 男女の人権の尊重について 男女共同参画社会基本法第3条

「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、 男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮 する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、 行われなければならない。」

5. 他国に対する開発協力

第2回政府報告第1部5.参照。但し、同報告提出以降、追加のあった点は 以下のとおり。

(1) 労働の権利の実現のための援助

我が国は開発途上国における技術・職業訓練を、開発協力の重点事項の一つとしており、人づくりの重要性については、2003年8月閣議決定された我が国のODA大綱においても明記されているが、これは開発途上国の持続的成長を支援するためには人づくりが不可欠との認識による。

(2) 飢餓から免れる基本的権利の実現のための援助無償資金協力を活用して飢餓救済に寄与している。

(3)教育の権利の実現のための援助

我が国は、無償並びに有償資金協力により、初等・中等・高等教育施設の建設、社会教育施設の建設、放送教育の拡充、教員の養成・再訓練等を行っているほか、1989年度より、草の根・人間の安全保障無償資金協力によって、NGO等が実施する草の根レベルの施設建設、機材整備等のプロジェクトに対する資金協力を行っている。また、技術協力の分野においても、技術協力プロジェクト等による教育分野の実績が援助の相手国から高い評価を得ている。また、開発途上国の人的資源の育成に資するべく我が国高等教育機関への留学生の受入れを積極的に推進している。我が国は、「国費留学生制度」をはじめとする各種施策を総合的に推進しており、良質の高等教育を広く世界に提供すべく

努めている。2001年度には、実践的な教育経験や能力を有する現職教員が 積極的に国際協力活動に参加できるよう、青年海外協力隊に「現職教員特別参 加制度」を創設し、7年間で510名の現職教員を派遣した。

6. 公共の福祉

第2回政府報告第1部5.参照。

7. 社会的弱者対策

(1) 障害者施策

障害を理由とする差別の禁止については、憲法第14条(法の下の平等)の 規定に加え、2004年に障害者基本法を改正し、法の基本的理念等に明示し た。また、法令における差別的な規定について、障害者に係る対象法令の欠格 条項の見直しを行い、63制度について見直しを行った。

我が国は、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指しており、障害者基本法に基づき、2002年に、従来の「障害者対策に関する新長期計画」の理念を継承して新たに「障害者基本計画」を、また、同年及び2007年にその具体化を図るための「重点施策実施5か年計画」を策定し、引き続き、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図っているところである。

(2) 高齢者対策

高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加や、核家族化の進展など要介護者を 支えてきた家族をめぐる状況の変化に対応するため、社会全体で高齢者介護を 支える仕組みとして、2000年4月に介護保険制度が創設された。

介護保険制度は、加齢による病気等で要介護状態となり、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、看護・医療上の管理等の医療が必要な人に対して、保健医療サービス・福祉サービスを提供するものであり、地域住民に身近な行政主体である市町村が保険者となり実施している。

制度を導入して以来、サービス提供基盤は着実に整備され、被保険者数、要介護認定者数、サービス利用者数も着実に増加しており、国民の間に広く定着してきた。その一方、サービス利用の大幅な伸びにより、費用も急速に増大している。

今後、我が国は人口減少社会を迎え、高齢化が一層進み、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の急速な増加が予想されることから、実効性のある介護予防体制を確立することや、住みなれた地域で自立した生活を送ることができる基盤整備を着実に実施していくこと、さらに介護保険制度の持続可能性を確保し

ていくことが大きな課題となった。

そのため、介護保険制度を見直し、2005年6月に「介護保険法等の一部を改正する法律」が成立、2006年4月に施行された。同法においては、新予防給付や地域支援事業を創設し、要介護度が軽い者に対する介護サービスをより介護予防に効果的なものに見直すとともに、要介護・要支援になるおそれのある者を対象とした介護予防事業等を導入したところである。

また、介護保険制度においては、多様な主体による質の高いサービスが提供されるための基盤整備を進めてきたところであるが、その後、一部の広域的な介護サービス事業者による悪質かつ組織的な不正事案が発生した。そのため、このような不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、2008年5月に「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律」が制定され、2009年5月1日から施行されている。

さらに、高齢者の尊厳の保持のため、高齢者に対する虐待を防止することは、 重要である。このため、議員立法として「高齢者に対する虐待の防止、高齢者 の養護者の支援等に関する法律」が制定され、2006年4月から施行された。

同法においては、高齢者虐待を定義するとともに、虐待発見者の市町村に対する通報義務が定められた。また、市町村が、家庭、介護施設等における虐待に関する通報を受け付けること、虐待を受けた高齢者を保護するための措置、 国及び地方公共団体の責務等が定められている。

同法の施行後、市町村においては、虐待に係る対応窓口の設置、虐待に関する相談・通報等への対応が行われるなど、虐待の早期発見・早期対応に向けての取組が行われている。

(3)児童家庭施策

第2回政府報告に述べた「今後の子育ての支援のための施策の基本的報告について (エンゼルプラン)」以降、以下のような施策を実施している。

(a)新エンゼルプラン

1999年12月、少子化対策推進関係閣僚会議において「少子化対策推進基本方針」を決定し、同年同月、この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」を策定した。

この「新エンゼルプラン」に基づき、延長保育や休日保育等を推進し、同プランの最終年度に当たる2004年度においては、延長保育を13,086か所、休日保育を618か所でそれぞれ実施するなど、当初目標をほぼ上回る結果となった。

(b) 次世代育成支援対策推進法

地方自治体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、2003年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定した。

また、急速な少子化の進行等の現状に鑑み、2008年12月には、以下の内容とする同法の改正を行った。

- (i)地域における次世代育成支援の取組を促進するため、市町村行動計画(目標事業量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を国が設定。併せて、行動計画を策定・変更する際に住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めること及び行動計画に基づく措置の実施状況等を定期的に評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めることを市町村・都道府県に義務付け。
- (ii) 一般事業主行動計画の策定・届出の義務付け対象の拡大や、一般事業主行動計画の策定・届出が義務となっている企業に対する当該行動計画の公表及び従業員への周知の義務付け。
- (iii) 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知及び行動計画に基づく措置の実施状況の公表を義務付け。
 - (c) 子ども・子育て応援プラン

2004年6月に閣議決定した「少子化社会対策大綱」に基づく重点施策の 具体的実施計画として、同年12月に「子ども・子育て応援プラン」を策定し た。

2005年度より「子ども・子育て応援プラン」に基づき、若者の自立、働き方の見直し、地域の子育て支援の各般にわたって具体的目標を掲げ、社会全体での子育て支援策を総合的に進めているところである。特に保育施策に関しては、延長保育、休日保育、夜間保育等の多様な保育サービスの充実を図るとともに、2008年2月に、「新待機児童ゼロ作戦」として、保育サービスの定員の抜本的な拡充(3歳未満の保育サービスの提供割合を、現在の約2割から38%へ引き上げ)等を打ち出し、現在、その取組を進めているところである。

- (d)「子どもと家族を応援する日本」重点戦略
- 2007年12月、少子化社会対策会議において「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」がとりまとめられ、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」とともに、子育てを支えるサービス(保育等)給付の抜本的な拡充を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとされた。
- (e) 持続可能な社会保障構築とその安定財源の確保に向けた「中期プログラム」 社会保障国民会議などの議論を踏まえ、2008年12月に「持続可能な社 会保障構築とその安定財源の確保に向けた『中期プログラム』」を閣議決定し、

消費税を含む税制抜本改革により安定財源を確保・充当すべき施策の中に少子 化対策が位置付けられるとともに、子育てを支えるサービス(保育等)給付の 抜本的な拡充等に向け、少子化対策に関する新たな制度体系の設計の検討が位 置付けられた。

8. 男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会(男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会をいう。)の実現に向け、男女共同参画推進本部(本部長:内閣総理大臣、副本部長:内閣官房長官・男女共同参画担当大臣、本部員:全閣僚)において、1996年12月、新たな国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきた。

また、1997年4月、法律に基づく男女共同参画審議会が設置され、男女 共同参画社会に関する基本法を含めた男女共同参画社会の実現を促進するため の基本的な方策及び女性に関する暴力に関する事項についての調査審議が行わ れてきた。

1999年6月には、男女共同参画社会基本法が制定された。同法では男女 共同参画社会の形成に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、 国民それぞれの責務が規定されている。2000年12月には、同法に基づき、 男女共同参画基本計画が策定された。国連特別総会「女性2000年会議」の 成果も踏まえて策定された同計画には、2010年を目標とした長期的な政策 の方向性と、2005年度末までに実施する具体的施策が記載された。

同計画は2005年12月に改定された。改定後の計画では、12の重点分野を掲げ、それぞれについて、2020年度までを見通した長期的な政策の方向性と2010年度末までに実施する具体的施策を記述している。

また、2001年1月の中央省庁等改革により、それまでの男女共同参画審議会を発展的に継承する形で、男女共同参画会議が設置された。同会議は、重要政策会議の一つであり、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針等の調査審議を行うとともに、新たに政府の施策の実施状況の監視や、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査する機能が付与された。構成員についても、学識経験者のみで構成されていた旧審議会に対し、男女共同参画会議は、内閣官房長官を議長に、新たに置かれている内閣府特命担当大臣(男女共同参画担当)及び男女共同参画に関連する施策の実施に責任を有する各省大臣も加わり、各省庁の連携が強化されている。さらに、政府全体を通じた男女共同参画施策の企画立案と総合調整を任務として、内閣府に男女共同

参画局が設置された。

このように、男女共同参画推進のための枠組みは着実に整備されてきており、 現在、政府一体となって、男女共同参画社会の形成のための施策を推進してい る。

9. アイヌ政策の推進

2008年6月に国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されたことを受け、政府は、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下に、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組む所存であることを示した。このため、政府は、有識者の意見を伺う「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置した。そこでは、アイヌの人々から現状についての話を具体的に聞きながら、今後のアイヌ政策のあり方についての審議が進められ、2009年7月には本懇談会の提言が取りまとめられ、内閣官房長官に提出された。報告書を受けた翌8月には、速やかに内閣官房に新たなアイヌ政策の担当室を設け、そこを中心に、今後、アイヌの人々を含む協議の場の設置等に向けた準備を行っていくものである。

政府としては、この報告書で提言された事項の実現に向けて、政府一丸となって、 継続的かつ着実に取り組んでまいりたいと考えており、それにより、異なる民族が、お 互いを尊重しあい、共生する社会を築いていくことが重要であると認識している。

第3部 規約の各条に対する逐条報告

<u>第6条</u>

前回の政府報告提出以降の政策の変更及び最新の統計につき報告する。

- 1. 雇用及び失業に関する基礎的データ
- (1)第1表は、完全失業率(完全失業者数を労働力人口で除したもの)の推移を性・年齢別にみたものである。完全失業率は、2002年をピーク(5.4%)として徐々に緩やかな低下傾向で推移してきたが、2008年は前年(3.9%)より0.1ポイント上昇し、6年ぶりの上昇となった。性・年齢別にみると、男性は、前年に比べ20~24歳を除くすべての年齢階級において上昇している。女性は、若年層で低下しているものの、30歳~34歳などの年齢階級において上昇している。なお、足元の雇用失業情勢を見ると、2009年4月には完全失業率が5.0%となるなど、世界的な経済危機の影響等により、厳しさを増している。
- (2)第2表は、有効求人倍率及び完全失業率の推移を地域別にみたものである。これによると、全国平均に比べ、北海道、東北、四国及び九州といった大都市圏から遠い地域や、近畿で有効求人倍率が低く、完全失業率も高い傾向にあり、地域間の差がみられるところである。
- (3)障害者については、その能力、適性等に応じたきめ細かな職業指導、紹介を行うことが特に重要であることから、公共職業安定所において求職登録制度を設けているところである。第3表はハローワークにおける障害者の職業紹介状況であり、この間、就職件数が大幅に増加しているところであるが、その理由としては、障害者の労働意欲の高まり、企業側の取り組みの拡大、ハローワークにおける取組の強化等が挙げられる。

2. 労働の権利を保障するための政策及び措置

前回の政府報告提出以降、我が国の雇用関係諸政策に関して政府が行った措置として、「雇用政策基本方針」がある。

雇用政策の目標である完全雇用の達成とその水準の維持を実現するためには、その時々の経済や雇用の情勢に即応して的確かつ機動的な雇用対策の推進を図ることはもとより、中長期的な労働力需給構造の変化に十分対応できるよう努める必要がある。このような観点から、我が国は、1967年以降雇用対策基本計画を策定(1999年には、第9次計画を策定)してきたところである。しかしながら、経済社会の状況変化が激しい中で、国が固定的な期間を定めて画一的な計画を定めていくのではなく、地域の実情に応じた機動的な雇用施策

を実施していくことが重要となってきたことから、雇用対策基本計画を廃止し、政府全体としての中期的な雇用対策の基本的な考え方を示した「進路と戦略」(現在は「経済財政の中長期方針と10年展望」(2009年1月19日閣議決定)となっている)に基づき、雇用対策の中期的な方向性について「雇用政策基本方針」(2008年2月)として策定した。さらに、国と地方公共団体との密接な連携により、地域の実情に応じた機動的かつ効果的な雇用施策を実施するための「地方方針」及びこの策定に資するための「全国指針」を毎年度定めることとしている。

3. 労働生産性の向上のための政策

労働時間等の設定の改善の促進

仕事と生活の調和のとれた働き方の実現を図るため、労働時間等の設定の改善に向け、年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減を重点に労働時間対策の積極的推進に努めている。

4. 雇用機会の均等確保

職業安定法第3条は、何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等を理由として職業紹介、職業指導等について、差別的取扱いを受けることがない旨規定している。政府は、雇用機会の均等性を実質的に保障するため、以下のような施策を行なっている。

- (1) 男性労働者及び女性労働者
- (a) 男女雇用機会均等法及び労働基準法等の一部改正

労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、男女雇用機会均等法の一部が改正され、改正男女雇用機会均等法に基づく関係省令、指針とともに、2007年4月より施行された。

主要な改正の内容は以下のとおりである。

- (i) 女性のみならず男性に対する性別に基づく差別も禁止するとともに、「配置」ついての差別に、「業務の配分」や「権限の付与」についての差別が含まれることを明記し、さらに、「降格」、「職種の変更」、「雇用形態の変更」、「退職の勧奨」及び「労働契約の更新」について、性別を理由とする差別を禁止した。
- (ii) 間接差別として、「労働者の募集又は採用に当たって、労働者の身長、体重又は体力を要件とすること」、「コース別雇用管理における「総合職」の労働者の募集又は採用に当たって転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること」、「労働者の昇進に当たり、転勤の経験があることを要件とすること」の3つの措置を、業務遂行上の必要などの合理的な理由なく講じることを

禁止した。なお、これら3つの措置について、今後必要に応じて見直すことと している。

- (iii) 従来は、妊娠・出産・産休取得を理由とした解雇を禁止していたが、これに加え、解雇以外の不利益取扱いも禁止することとした。また、妊娠中及び産後1年以内の解雇については、事業主が妊娠等を理由とする解雇でないことを証明しない限り無効とした。
- (iv) 従来は女性に対するセクシュアルハラスメントの防止対策について事業 主に配慮義務を課していたが、これを措置義務とするとともに、男性に対する セクシュアルハラスメントもその対象とすることとした。
- (V) セクシュアルハラスメント対策及び母性健康管理措置を怠った事業主を、 男女雇用機会均等法に基づく紛争解決援助、調停制度及び企業名公表の対象と することとした。また、報告徴収の規定による報告をせず、又は虚偽の報告を した者を過料に処することとした。

(b) 雇用管理改善に関する援助業務

募集・採用、配置・昇進などの雇用管理の問題については、前回報告以降も引き続き、各都道府県労働局雇用均等室が、1997年に改正された男女雇用機会均等法の周知を行うとともに、同法のより一層の遵守と法に沿った雇用管理の実現を図るため、啓発や相談、制度改善指導、個別紛争解決のための援助業務等を行ってきた。具体的には、女性労働者、事業主等からの相談に基づき男女雇用機会均等法上問題がある企業に対しては厳正な指導を行うとともに、企業に対し定期的に女性の雇用管理に関する事情聴取を行い、問題を把握した場合には、厳しく是正を求めるなど積極的な指導に努めた。

2006年に改正された男女雇用機会均等法が翌年の4月に施行されてからは、改正法の趣旨及び内容の周知徹底に取組むとともに、事業所において改正法に基づく雇用管理が実現されるよう引き続き適切な指導及び個別紛争解決の援助を行っているところである。さらに、改正法に沿った雇用管理の改善を促進するため、企業における自主的取組を促している。

(c) 男女雇用機会均等法の適用除外

なお、2006年に改正された男女雇用機会均等法に基づき、募集・採用、配置・昇進等に関し、事業主が適切に対処することができるよう、禁止される措置として具体的に明らかにする必要があると認められるものについて定めた指針について、以下のような適用除外が認められている。

(i) 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請から男女のいずれかのみに従事させることが必要である職務に従事する労働者に係る場合

- (ii) 守衛、警備員等のうち防犯上の要請から男性に従事させることが必要である職務に従事する労働者に係る場合
- (iii) (i)及び(ii)に掲げるもののほか、宗教上、風紀上、スポーツにおける競技の性質上その他の業務の性質上男女のいずれかのみに従事させることについてこれらと同程度の必要性があると認められる職務に従事する労働者に係る場合
- (iv) 労働基準法上の規定により女性を就業させることができず、又は保健師助産師看護師法の規定により男性を就業させることができないことから、通常の業務を遂行するために、労働者の性別にかかわりなく均等な取り扱いをすることが困難であると認められる場合
- (v) 風俗、風習等の相違により男女のいずれかが能力を発揮し難い海外での勤務が必要な場合その他特別の事情により労働者の性別にかかわりなく均等な機会を与え又は均等な取扱いをすることが困難であると認められる場合

なお、本指針は、1998年、2006年の2度の新たな策定を経て、2007年4月から適用されているものである。

(2) アイヌの人々、同和関係者、在日韓国・朝鮮人 第1部パラグラフ40の項参照。

(3)来日外国人

我が国は、産業高度化・経済社会の活性化等の観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の就業促進を積極的に推進する考えであり、我が国に入国、在留を認められた外国人については、在留資格の範囲内で全国の公共職業安定所において、我が国民と同様に職業紹介を行い、雇用機会の確保に努めている。また、外国人雇用サービスセンターや、外国人が多い地域に設置された外国人雇用サービスコーナーにおいても就職支援を行っている。さらに、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」において、事業主は、外国人労働者について、在留資格の範囲内で、外国人労働者がその有する能力を有効に発揮できるよう、公平な採用選考に努めることとしている。

(4) 国際協力

労働分野における国際協力は、開発途上国の社会的、経済的発展の基本的要件に対する援助であり、我が国の国際協力の重要な柱として位置づけられている。

我が国としては、専門家の派遣、研修員の受入れ等を中心に相手国の人づくりに貢献しているほか、国際機関(ILO)を通じて、多国間協力においても、

近年、ILOが掲げるディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現に向け、積極的な役割を果たしている。

第7条

1. 賃金

(1)賃金の決定方法

我が国では、憲法第28条により、勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利が保障されているところ、賃金は、労使の話し合い又は団体交渉によって決定されるのが原則である。憲法の規定を受けて、労働組合法、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律等が、賃金をはじめとする労働条件について労働協約を締結する権利を認めている。

ただし、国家公務員は、その地位の特殊性と職務の公共性から、労働基本権が制約されており、一般職非現業の国家公務員は、給与等の勤務条件について労働協約を締結することができない。このような一般職非現業の国家公務員の給与は、法律によって定められることとされており、その改定に当たっては、独立した第三者機関である人事院が、社会一般の情勢に適応するよう、国会及び内閣へ勧告を行っている(国家公務員法第28条、一般職の職員の給与に関する法律第2条)。

この勧告を受けて、内閣は、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国の財政状況、民間の経済情勢など国政全般の観点から検討を行った上で、国家公務員の給与改定の取扱いを決定し、所要の法案を国会に提出している。

地方公務員(企業職員及び単純労務職員を除く)の給与も、ほぼこれに対応 する手続によって定められる(地方公務員法第24条、第26条)。

(2) 最低賃金

(a) 労働者の生活の安定、労働力の質的向上等を目的として、最低賃金法により最低賃金が保障されている。最低賃金は、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、公益、労働者及び使用者の各側を代表する同数の委員で構成される中央又は都道府県最低賃金審議会に調査審議を求め(諮問)、その意見(答申)を尊重して決定する。最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金には、地域別最低賃金(産業や職業に関りなく、都道府県のすべての労働者に適用されるもの)と特定最低賃金(特定の産業及び職業の労働者に適用されるものがあり、現在は産業別最低賃金のみが設定されている)がある。この他に、労働協約に基づいて決定される地域的最低賃金があったが、2008年7月から施行された改正最低賃金法により廃止することとされた(現在では2件のみが残っている)。

2009年4月30日現在決定されている最低賃金を決定方式別に示すと、 第4表のとおりである。

- (b) 最低賃金は、一般職の公務員等、他の法律等で規定されている者を除き、常用、臨時、パートタイム等すべての労働者に適用される。ただし、断続的労働に従事する者等については、都道府県労働局長の許可を条件に、個別の減額の特例が認められる。
- (c) 最低賃金の水準は、最低賃金審議会における調査審議を経た結論を尊重して厚生労働大臣又は都道府県労働局長が決定する。最低賃金法では、労働者の生計費、労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力の3要素を総合的に勘案して定めることとされている。最低賃金審議会の審議に当たっては、対象となる労働者の賃金実態についての調査結果等を検討するとともに、最低賃金審議会の委員自らが事業場等に赴き、作業実態、賃金実態等を実地に視察し、関係労働者や使用者からも意見を聞くなどして金額の検討が進められる。その上で、地域の生計費、学卒初任給、労使間で協定した企業内の最低賃金、賃金階級別の労働者分布、あるいは決定しようとする金額未満の賃金を支給されている労働者数から見た影響の度合等を考慮した上で結論が出される。

我が国における地域別・特定最低賃金の全国平均は第5表のとおりである。

(d)使用者は労働者に対し、最低賃金以上の賃金を支払う義務を有し、これに違反した者は、最低賃金法により処罰される。また、最低賃金に達しない賃金を労使間で合意しても、法律上無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされる(最低賃金法第4条)。

最低賃金法違反の罪については、労働基準監督機関に配置された労働基準監督官が、刑事訴訟法上の司法警察員の職務(捜査)を行う。

- (e) 最低賃金の決定にあたっては、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③ 通常の事業の賃金支払能力を考慮することとされており、①の生計費を考慮す るに当たっては、生活保護に係る施策との整合性にも配慮することとされてい る(最低賃金法第9条)。
- (f)最低賃金を決定したときは、官報に掲載して公示するほか、労働基準監督機関において、関係労使に対しリーフレットを配布し、あるいは説明会を開催するなどの方法により周知徹底に努めるとともに、労働基準監督機関による監督指導を全国的に実施し、違反事業場に対しては、その是正を求めているところである。

- (g) 生活費の上昇と比較した10年前、5年前及び現在の最低賃金と平均賃金の上昇については、別表第5表、第6表及び第7表を参照。
- (h)なお、我が国は、1971年4月、ILO第26号条約(最低賃金決定制度の創設に関する条約)及び第131号条約(開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約)を締結しており、これに適合する法制度を確保している。ILO第26号条約につき1976年に、ILO第131号条約につき2006年に、最新の報告書をILOに提出した。

2. 均等待遇

労働基準法は、第3条において「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。」と規定しており、第4条において男女同一賃金の原則を規定している。また、我が国は、1967年7月、ILO第100号条約(同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約)を締結しており、これに適合するよう法制度の確保を図っている。

女性労働者の待遇

配置・昇進についての女性に対する差別が禁止されたことは、前回報告でも述べたとおりであるが、その趣旨は着実に企業における雇用管理に浸透している。1995年の「女性雇用管理基本調査」によれば、企業において係長相当職以上の管理職に占める女性の割合は、4.7%(部長相当職が1.5%、課長相当職が2.0%、係長相当職が7.3%)であったが、2006年には、6.9%(部長相当職が2.0%、課長相当職が3.6%、係長相当職が10.5%)に上昇している。

3. 安全かつ健康な作業状態

(1) 主要法令等

国内主要法令等に関しては、前回報告以降、立法・判例・行政措置等で変わったことはない。我が国は、1953年10月、ILO第81号条約(工業及び商業における労働監督に関する条約)を批准しており、これに基づく労働基準監督機関の活動を確保している。この条約の実施状況については、2008年ILOに提出した報告書を参照されたい。

(2) 労働災害

我が国の労働災害(業務災害、通勤災害、業務上疾病)による死傷者数は、

1961年をピークとしてその後減少傾向を示しており、第1回報告以降も同様の傾向にある(第8表参照)。労働災害による死亡者数は、1998年に初めて2,000人を下回り、2006年には1,500人を下回った。過去10年における労働災害による死亡者数及び死傷者数(休業4日以上)の推移は以下のとおり。

(a) 死亡者数

1997年 2,078人

2002年 1,658人

2007年 1,357人

(b) 死傷者数(休業4日以上)

1997年 156,726人

2002年 125,918人

2007年 121, 356人

(3) 職業性疾病

業務上疾病者数は、1980年代前半には年間1万5000人~1万800 0人程度であったものが、2007年においては8,684人と長期的には減少しているものの、腰痛については近年増加傾向にある。過去10年間における業務上疾病者数(休業4日以上)の推移は以下のとおり。

1997年 8,557人

2002年 7,502人

2007年 8,684人

2007年に発生した職業性疾病についてみると、負傷に起因する疾病が72%、じん肺症及びじん肺合併症が約7%を占めている。

労働安全衛生法に基づく有害業務従事者を対象とした特殊健康診断にかかる 有所見者率は、2007年には、6.3%となっている。

4. 休息、余暇、労働時間の制限及び有給休暇

(1) 所定労働時間と残業時間

労働基準法においては、休憩時間を除き1週間について40時間、1週間の各日については、休憩時間を除き1日について8時間を超えて労働させてはならないとされている(第32条)。この法定労働時間を超えて労働させることができるのは、非常災害の場合(第33条)、又は、労使が書面で時間外労働に関して協定を行い、これを行政官庁に届け出た場合(第36条)に限られる。

(2) 有給休暇

1999年に労働基準法第39条が改正され、従来は6箇月を超えて継続勤務する日から起算した継続勤務1年ごとに1日ずつ追加的に付与するとされていた年次有給休暇の付与日数が、2年6箇月を超える継続勤務期間については1年ごとに2日ずつ追加的に付与することとされた。

第8条

労働組合を結成し又はこれに加入する権利の保障

我が国に存在する産業別の労働組合の数及び組合員数は、第9表のとおりである。

本条の権利に影響を与える国内法、判決、行政規則及び手続の変更については以下のとおり。

(1)郵政事業の民営化

郵政事業の民営化に伴い、「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」の 適用範囲から日本郵政公社を除外すること等を内容とする法律が2007年1 0月1日から施行された。この結果、民営化後の日本郵政株式会社等の従業員 に一般の労働者と同様に労働組合法が完全に適用されることとなった。

(2) 国立大学の法人化

2004年4月1日の国立大学法人化により国家公務員法の適用範囲から国立大学の職員が除外され、当該法人の職員に一般の民間労働者と同様に労働組合法が完全に適用されることとなった。

第9条

1. 我が国の社会保障制度

我が国の社会保障制度は、医療、傷病給付、出産給付、老齢年金給付、障害 給付、遺族給付、家族給付、業務災害給付、失業給付などの給付を実施してい る。

前回の政府報告提出以降、社会保障についての権利に影響を与える国内立法、 判決、行政規則及び手続の変更については以下のとおり。

- (1)雇用保険制度については、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、雇用保険法の改正(2009年3月31日施行)により、非正規労働者に対するセーフティーネット機能及び離職者に対する再就職支援機能を強化したところである。
- (2)年金制度については、財政再計算に伴う2000年の改正において、給付水準の見直し、60歳台前半の年金の見直し及び繰上げ支給の老齢厚生年金の創設、厚生年金保険の被保険者資格の延長、国民年金免除制度の見直し、総報酬制の導入、育児休業期間中の被保険者に係る保険料徴収の特例等の改正を行った。

また、2004年の年金制度改正においては、①保険料の上昇をできる限り抑制しつつ上限を固定、②保険料水準の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組みの導入、③積立金の活用、④所要の安定財源を確保する税制の抜本改革を行った上で、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ、による長期的な給付と負担の均衡を図り持続可能な制度を構築するとともに、現役世代の負担を過重なものとしないような見直しを行ったところである。

(3) 医療保険制度については、医療の質の確保を図りながらも、給付と負担の均衡を図り、人口構造の変化に対応できる持続可能なシステムを作り上げていくことを目的として、2006年に健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、段階的に実施されているところである。2008年4月には、今後、大きく伸びると見込まれる高齢者の医療費を安定的に支え、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者で共に支え合う仕組みとして、老人保健制度に代わる新たな独立した医療制度である長寿医療制度が施行された。

また、中長期的な観点から医療費を適正化するために、医療費の伸びの構造 的要因に着目し、生活習慣病の予防や平均在院日数の短縮の取組みを計画的に 進めることで、医療費適正化の総合的な推進を図るため、国及び都道府県によ る医療費適正化計画の策定・実施が進められているところである。

(4) なお、我が国は、1974年6月にILO第121号条約(業務災害の

場合における給付に関する条約)を締結し、また、1976年2月にILO第102号条約(社会保障の最低基準に関する条約)を締結(傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付について義務受諾)している。両条約の実施状況については、第102号条約につき2007年、第121号条約につき2008年にILOに報告書を提出しているので参照されたい。

2. 医療、傷病給付、出産給付

我が国の医療保険制度は、医療、傷病、出産などの場合に必要な給付を行う 仕組みである。さらに、この他に、国及び地方自治体の一般財源による公的扶助制度(生活保護)がある。

(1) 医療保険制度の内容

現行の医療保険制度は、医療保険が雇用部門や地域を単位として形成されてきたことを反映して、7つの異なる制度から成っている。すなわち、被用者及びその家族のための被用者保険(健康保険(健康保険組合管掌健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険(※))、船員保険並びに国家公務員、地方公務員及び私立学校教職員のための3つの共済制度)とその他の人々のための地域保険(国民健康保険及び長寿医療制度(後期高齢者医療制度(※))である。日本の公的医療保険制度においては、被用者保険及び長寿医療制度の加入要件を満たさない者(例えば75歳未満の退職者や自営業者など)は、国民健康保険に加入することになる。従って、すべての国民がいずれかの公的医療保険制度に加入し、いつでも、どこでも、誰でも、適切な医療を受けることができる国民皆保険制度が実現されている。

- (※)政府管掌健康保険については、政府が運営し全国1本の保険料率が適用されていたが、地域の実情に応じた保険事業の実施や医療費適正化の取組といった保険者機能が発揮できるよう、2008年10月に、国とは切り離した公法人である全国健康保険協会が保険者として設立され、政府管掌健康保険は全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)となっている。
- (※) 長寿医療制度については後述(2.(2)(c))。

以下、人口の大部分をカバーしている健康保険と国民健康保険につき、主たる内容を記述する。

(a) 医療

両制度の下で給付される医療には、治療、外科手術、病院及び診療所への入院、看護、歯科治療、薬剤等が含まれる。医療費の自己負担割合については、2006年の法改正により、義務教育就学前の子どもが2割、義務教育就学後

から70歳未満の者が3割、70歳以上の者が1割となった。ただし、患者の 1ヶ月の自己負担額が80.100円+医療費×1%(70歳未満の一般所得 者の場合。この額は所得や年齢によって異なる。)を超える場合には、その超え る額を支給すること等を内容とする高額療養費制度が設けられている。

(b) 傷病給付

健康保険では、傷病により就労不能となった場合の生活を保障するための給付として傷病手当金を設けている。現在、傷病手当金の支給額は、標準報酬日額(月収を47等級に区分した標準報酬月額の30分の1に相当する額)の3分の2に相当する額であり、支給期間は、最長で支給開始から1年6ヶ月である。国民健康保険においては、傷病手当金は、法律上任意給付となっており、2008年4月現在、国民健康保険組合の約70%が実施している。

(c) 出産給付

被保険者が出産のために欠勤し、給料の支払いを受けなかった場合は、健康保険において出産の日以前42日から出産日後56日までの期間、標準報酬日額の3分の2が出産手当金として支給される。また、出産に要する費用の経済的負担を軽減するため、出産育児一時金(被保険者の被扶養者である配偶者等については、家族出産育児一時金)として、原則38万円(2009年10月から2011年3月までは42万円に引き上げ)が支給される。国民健康保険では、給付内容は、各市町村の条例等により定められているが、多くの市町村において出産育児一時金として38万円(2009年10月から2011年3月までは42万円に引き上げ)を支給している。

(2) 医療保険制度の財政構造

(a) 健康保険

個人の保険料は、その者の標準報酬月額に保険料率をかけた額であり、事業主と被保険者で折半負担されるのが原則である。2008年4月における政府管掌健康保険の保険料率は8.2%であり、2008年2月末における組合管掌健康保険制度の平均保険料率は7.308%であった。

これらの制度に要する事務費は、政府が負担している。協会けんぽにおいては、さらに、療養の給付、療養費、家族療養費、傷病手当金、出産手当金及び高額療養費(家族のための同様の給付を含む)等の保険給付に要する費用の13%が国庫負担でまかなわれている。

(b) 国民健康保険

保険料は、被保険者が属する世帯の世帯主が支払う。その額は、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分(所得割・資産割)と、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分(被保険者均等割、世帯別平等割)から構成されるが、1世帯当たり年間59万円を超えることはできない。

国民健康保険には、被用者保険における事業主負担がないこと、被保険者に 低所得者層を多く含むこと等の理由から、被用者保険に比べて高率の公費負担 を行っており、医療給付費等の約50%が公費負担で賄われている。また、財 政の安定化を図るため、低所得者を多く抱える保険者への支援事業や、保険料 の平準化を図るための事業等といった措置を講じている。

(c)長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

長寿医療制度は、老人保健制度と同様に75歳以上の方等を対象とする一方で、現役世代と高齢者のルール(給付費の約5割を公費、約4割を現役世代からの支援金、約1割を高齢者の保険料)を明確化するとともに、都道府県単位の広域連合を運営主体とすることにより、運営責任の明確化及び財政の安定化を図ることとしたものである。

長寿医療制度については、制度の更なる定着を図るため、制度の趣旨、内容等について改めて周知・広報を行うとともに、低所得者に対する保険料の更なる軽減措置や、保険料の納付方法について口座振替と年金からの支払いとの選択を可能とするなどの改善策を講じている。また、高齢者にも納得していただけるよう制度を改めることが必要との観点から、必要な見直しの検討を進めているところである。

3. 老齢給付、障害給付、遺族給付

老齢給付、障害給付、遺族給付は、公的年金制度によりカバーされている。 公的年金制度は、国内に居住するすべての者に適用されるものである(国籍要件は1982年1月に撤廃された。)。この他に、職域、地域等によっては、企業年金・個人年金等も行われている。公的年金が、国民の老後生活の主柱として老後生活の基本的部分を確実に保障することを目的とするものであるのに対し、これらは、老後生活をより豊かに生きるための自助努力の手段として行われているものであり、相互に補完性を有する。

公的年金制度には、全対象者共通の基礎年金を支給する国民年金制度と、これに上乗せして報酬比例の年金を支給する被用者年金制度(一般の被用者を対象とする厚生年金保険制度及び幾つかの職域ー国家公務員、地方公務員、私立学校教職員ーのための共済年金制度)がある。以下、すべての者に適用される国民年金及び民間被用者の年金制度である厚生年金制度について、制度の概要

を記述する。基本的には第1回、第2回報告時と同様であるが、2000年及び2004年の年金制度改正により、少子高齢化が進む中にあっても、長期的な給付と負担の均衡を確保し、制度を持続可能なものとするための見直しが行われた。

(1) 国民年金制度

- (a)被保険者は、国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての者である。 被用者年金制度の加入者の配偶者(専業主婦等)も独立して被保険者となる。
- (b)給付には、(i)加入期間25年を満たした65歳以上の者に支給される老齢基礎年金(2009年4月からの月額66,008円)、(ii)障害の度合に応じて支給される障害基礎年金(2009年4月からの月額1級82,508円、2級66,008円)、(iii)被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした者が死亡した場合にその遺族に支給される遺族基礎年金(2009年4月からの月額66,008円+子の人数に応じ加算)がある。
- (c) 財源は、保険料(2009年度の月額14,660円)、被用者年金制度からの拠出金及び国庫負担金(原則として基礎年金給付費の2分の1)である。

(2) 厚生年金保険制度

- (a)被保険者は、民間被用者である。
- (b)給付には、(i)加入期間25年を満たした60歳以上の者に支給される老齢厚生年金(支給額は、年齢、平均標準報酬月額、加入月数並びに配偶者及び子の有無によって定まる。)、(ii)加入期間中の傷病による障害に対して支給される障害厚生年金(支給額は、平均標準報酬月額、加入月数、及び障害の度合によって定まる。)、(iii)被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした者等が死亡した場合にその遺族に支給される遺族厚生年金(支給額は、平均標準報酬月額及び加入月数によって定まる。)がある。
- (c) 財源は、労使折半の保険料である。保険料率は15.35%(2008年9月~2009年8月)。

4. 家族給付

家族の生活の安定と児童の健全な育成を促進することを目的として、1972年1月、児童手当法に基づき児童手当制度が創設された。手当の受給者数は、2008年2月現在、929万5,555人である。制度の概要は、第2回報

告で述べたとおりであるが、その後の改正で以下の点に変更がある。 (第2回政府報告第2部第9条3(a)~(c)参照)

- (1) 2000年の児童手当法の改正により、3歳以上義務教育就学前の児童を対象に「就学前特例給付」が創設された。支給額については、「児童手当」や「特例給付」と同様に第1子、第2子が月額5,000円、第3子以降は月額10,000円とされ、費用負担については、国2/3、地方1/3とされた。
- (2) 2001年には所得制限が緩和され、4人家族で年収432.5万円から596.3万円とされるとともに、サラリーマン世帯についても、年収670万円から780万円とされた。
- (3) 2004年の改正では、(1) の支給対象児童の範囲を小学校第3学年修 了まで拡大し、「小学校第三学年修了前特例給付」とされた。
- (4) 2006年の改正では、(3) の支給対象児童の範囲を小学校修了前まで拡大し、「小学校修了前特例給付」とされた。
- (5) また、2006年の改正では所得制限が緩和され、4人家族で年収596.3万円から780万円に見直されるとともに、サラリーマン世帯についても、年収780万円から860万円に見直された。さらに、費用負担についても、国と地方の負担割合を見直し、国1/3、地方2/3とされた。(事業主拠出部分を除く)
- (6) 2007年の改正では、0歳から3歳未満の「児童手当」及び「特例給付」の額を第1子、第2子について倍増し、出生順位にかかわらず月額10,0 00円とする「乳幼児加算」が創設された。

5. 労働災害給付

労働者の業務上災害(通勤災害を含む)に対する保険給付は、労働者災害補 償保険法により行われている。

- (1) 労働者災害補償保険は、国籍を問わず、すべての労働者(事業主に雇用され、かつ、賃金の支払いを受ける者)を対象としており、労働者を使用するすべての事業に適用される。2008年3月現在の適用事業所数は約264万事業場、適用労働者数は約5,131万人である。
 - (2) 前回報告後に採られた新たな措置としては、二次健康診断等給付(定期

健康診断の結果、脳・心臓疾患に関連する一定の項目の全てについて異常の所 見があると認められた場合)が挙げられる。

(3) 労働者災害補償保険は政府が管掌する保険であり、これに要する費用は原則として、事業主の負担する保険料によって賄われている。保険料は、事業主の支払う賃金総額に保険料率を乗じて算出される。保険料率は、過去の災害率その他の要因を考慮して業種別に定められており、現在は、最低が 0.3%、最高が 10.3%である。

6. 失業等給付

失業した、及び雇用の継続が困難となる事由が生じた労働者に対しては、労働者の生活、雇用の安定及び就職の促進のため、雇用保険法に基づき、失業等給付が支給される。

- (1) 雇用保険は、労働者が雇用される事業に適用されており、そこに雇用される労働者は、一定の者(船員保険の被保険者及び65歳に達した日以降に雇用される者等)を除き、被保険者とされる。2009年3月末現在の雇用保険の適用事業数は約202万ヶ所、被保険者数は約3,730万人である。
- (2) 失業等給付には、失業中の労働者の生活の安定を図ることを主たる目的とする求職者給付、失業中の労働者の再就職の促進を図ることを主たる目的とする就職促進給付及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うことにより、雇用の安定を図ることを目的とした雇用継続給付等がある。求職者給付のうち、一般の被保険者に対して支給される基本手当の給付水準は、失業前の賃金日額と年齢及び被保険者であった期間によって定まるところ、2009年8月1日現在の日額の最低は1,640円、最高は7,685円であり、給付日数の最低は90日、最高は360日である。
- (3) 失業等給付の財源は、労使が負担する雇用保険料(2009年度は賃金 総額の0.8%で労使が折半)と国庫負担により賄われている。

7. 社会保障関係費の推移

近年、人口の高齢化等に伴い、社会保障関係費が国家予算や国民経済に占める割合は増加の傾向にある(第10表参照)。

第10条

前回の政府報告提出以降の政策の変更及び最新のデータは以下のとおり。なお、我が国は、2006年6月にILO第138号条約(就業が認められるための最低年齢に関する条約)を締結している。この条約の実施状況については、2008年に報告書を提出しているので参照されたい。

1. 家族の保護

- (1) 家族に対する援助
- (a)児童の養育にかかる経済的援助

前回政府報告と同様、児童を養育する父母等に対する経済的援助として、児童手当法に基づく児童手当、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当がある。最新の援助支給額及び受給者数は以下のとおり。

- (i) 児童手当については、本報告書中第9条4を参照。
- (ii)児童扶養手当の支給月額は児童一人の場合、全部支給41,720円、一部支給9,850円~41,710円(2008年4月現在、児童の数に応じ加算あり)、受給者数 は95万5,941人(2008年3月末現在)である。
- (iii) 特別児童扶養手当の支給月額は1級の障害を有する児童一人につき50,750円(2009年4月現在)、受給者数は18万人(2009年2月末現在)である。

(b) 保育サービス

保護者の就労、疾病等のため保育に欠ける乳幼児については、児童福祉法に 基づき保育サービスが行われている。

2001年7月に閣議決定された「仕事と子育ての両立支援策の方針について」に盛り込まれた「待機児童ゼロ作戦」に基づき、保育所、家庭的保育事業 (保育ママ)、幼稚園による預かり保育等を活用し、2003年度からの3年間で約15.6万人の保育所における受入児童数の拡大を達成した。また、2005年度からは、待機児童作戦のさらなる展開として「子ども・子育て応援プラン」に基づき、2007年度までの3年間で待機児童が50名以上いる市町村を中心に集中的に受入児童数の増大を図っていくこととした。

そうした取組の結果、2008年4月現在、全国で約2万3000ヶ所の保育所において、約202万人の乳幼児(全乳幼児の約3割に相当)が保育されている。

さらに、2008年2月には、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して、保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」を取りまとめた。

なお、保育所における乳幼児の保育に要する費用は、国又は地方公共団体が 負担する公費と、保護者の負担能力に応じて徴収される保育料で賄われている。 また、国は、民間保育所の施設整備費に係る財政支援施策を講じている。

(c) 育児休業

1995年10月より施行されていた「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児・介護休業法」という。)は、2001年に一部改正され、育児休業の申出や取得を理由とする事業主による不利益な取扱いの禁止や勤務時間の短縮等の措置の対象となる子の年齢の引上げが行われた。さらに2005年4月から、育児休業の対象労働者の拡大や育児休業期間の延長が行われた。

事業主は、1歳(一定の場合には1歳6ヶ月)から3歳に達するまでの子を養育する労働者について、育児休業の制度に準ずる措置又は勤務時間の短縮等の措置を講じなければならない(第23条第1項)旨が規定され、3歳から小学校の始期に達するまでの子を養育する労働者について、育児休業の制度又は勤務時間の短縮等の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努力しなければならない(第24条第1項)旨も規定されている。

この項に関しては、女子差別撤廃条約第6回政府報告書パラグラフ336も 参照ありたい。

(d)介護休業

2001年に行われた育児・介護休業法の一部改正では、介護休業の申出や 取得を理由とする事業主による不利益な取扱いが禁止された。さらに2005 年4月から介護休業の対象労働者の拡大、介護休業の取得可能回数の拡大が行 われた。

同法では、要介護状態(2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態)にある対象家族(配偶者・父母及び子・配偶者の父母・同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫)を介護する労働者が、事業主に申し出ることにより対象家族1人につき、一の要介護状態ごとに1回、通算して93日の範囲内で介護休業を取得することができ、事業主は要件を満たした労働者の申出を拒否することはできないと規定している。

また、事業主は、休業を取得せずに要介護状態にある対象家族を介護する労働者について、就業しつつ対象家族の介護を行うことを容易にする措置として、一の要介護状態について93日以上の期間における勤務時間の短縮等の措置を講じなければならない(第23条第2項)とされている。

(e) 看護休暇

2001年に行われた育児・介護休業法の一部改正では、子の看護休暇制度 の導入が事業主の努力義務とされた。

さらに、2005年4月からは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、一の年度において5労働日を限度として、負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うための看護休暇を取得することができる(第16条の2第1項)こととなった。

2. 母性の保護

(1) 妊産婦・乳幼児の健康確保

母子保健法に基づき、妊産婦・乳幼児に対する健康診査、妊産婦・乳幼児の保護者に対する保健指導、未熟児に対する養育医療の給付、母子保健に関する各種の相談事業等を行っている。

また、障害者自立支援法に基づき、身体に障害のある児童の健全な育成を図り、生活の能力を得るために必要な医療(育成医療)にかかる自立支援医療費の支給を行っているほか、補装具費の支給を行っている。

この項に関しては、女子差別撤廃条約第6回政府報告書パラグラフ360及 び361も参照ありたい。

(2) 出産にかかる経済的援助

被保険者が出産のために欠勤し、給料の支払いを受けなかった場合は、健康保険において出産日以前42日から出産日後56日までの期間、標準報酬日額の3分の2が出産手当金として支給される。また、出産に要する費用の経済的負担を軽減するため、出産育児一時金(被保険者の被扶養者である配偶者等については、家族出産育児一時金)として、原則38万円(2009年10月から2011年3月までは42万円に引き上げ)が支給される。

国民健康保険では、給付内容は各市町村の条例等により定められているが、多くの市町村において出産育児一時金として38万円(2009年10月から平2011年3月までは42万円に引き上げ)を支給している。

(3) 母子家庭等に対する援助

母子家庭等対策については、2002年に「母子及び寡婦福祉法」等が改正され、自立・就業に主眼を置いて、①子育て・生活支援策、②就業支援策、③ 養育費の確保策、④経済的支援策といった総合的な自立支援策を展開している。 さらに、「生活対策」(2008年10月30日「新たな経済対策に関する政府・ 与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」)に基づき、2009年2月から高等技 能訓練促進費の支給期間の延長を実施しているところであり、2009年度に おいても引き続きこれを実施するなど母子家庭の母の就業支援策等の充実を図 ることとしている。

- (4) 労働基準法及び男女雇用機会均等法等における母性保護措置
- (a) 労働基準法においては、以下のような母性保護措置が規定されており、 すべての労働者について適用される。
- (i) 坑内労働の就業制限(第64条の2)
- (ii) 危険有害業務の就業制限(第64条の3)
- (iii)出産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)及び出産後8週間の就業制限、妊娠中の女性に対する軽易業務転換(第65条)
- (iv) 妊産婦が請求した場合の変形労働時間制の適用の制限、時間外労働、休日 労働又は深夜業の禁止(第66条)
- (v)生後満1年に達しない生児を育てる女性の育児時間の権利(第67条)
- (b) また、2006年に成立した改正男女雇用機会均等法(6条5.を参照)において、事業主に義務付けられている妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理に関する措置は以下のとおり。
- (i)保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間の確保ができるようにすること
- (ii)保健指導又は健康診査による指導事項を守ることができるようにするため の措置の実施
- (c) 政府は、妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針を策定し、事業主に対する指導を行っている。
- (d) なお、船員法においても同様の保護規定がある。

3. 児童の保護

我が国は、1994年4月に児童の権利に関する条約を批准しており、同条約の実施状況については、2008年4月に同条約第3回政府報告を提出しているのでこれを参照されたい。

(1)経済的搾取からの保護

1999年に、労働基準法が改正され、従来は、満15歳未満の者を労働者として使用することを原則として禁止していたが、満15歳に達した日以後の最

初の3月31日が終了するまで労働者として使用することを原則として禁止した(第56条第1項)。例外的に使用できるのは以下の場合に限られる。

- (a) 非製造業にかかる職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、かつその 労働が軽易なものについて、行政官庁の許可を受けた満13歳以上の者を使用 する場合。
- (b)映画の制作又は演劇の事業で、児童の健康及び福祉に有害でなくかつ労働が軽易なものについて、行政官庁の許可を受けた場合。
- 2007年1月から12月において、これらの児童の使用許可件数(人数)は、745件である。

(2) 児童売買等の処罰

1999年より施行されている児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第4条ないし6条によって、児童買春、買春周旋、買春勧誘の行為が処罰の対象となっており、同法7条によって、児童ポルノの提供、製造等の行為が処罰の対象となっている。また、同法8条によって、児童買春等目的の児童の売買行為が処罰の対象となっている。

(3)児童の人権の擁護

法務省の人権擁護機関では、1994年から児童の人権問題を専門的に取り扱う「子どもの人権専門委員」制度を発足させ、人権相談所や専用相談電話「子どもの人権110番」等により児童の人権に関するあらゆる相談に応じるほか、「インターネット人権相談受付窓口(子どもの人権SOSーeメール)」を設置し、さらに「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小学校児童及び中学校生徒に配布するなど、様々な相談の手段を用意して、児童の人権が侵害されないように監視し、もし、これが侵害された場合は、その救済のため、速やかに適切な措置をとっている。また、「子どもの人権を守ろう」を年間強調事項として掲げ、年間を通じて、全国各地において各種啓発活動を行っている。

(4) 本条の権利に影響を与える立法等の変更

- (a)児童福祉法の一部を改正する法律(平成16年法律第153号)により、 保護を要する児童を保護受託者に預ける制度は廃止された。
- (b) 1999年11月1日から、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律が施行されている。

また、2004年7月8日には、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰

及び児童の保護等に関する法律が一部改正され、法定刑や処罰範囲が拡大された。さらに、2005年7月12日から、未成年者を含む人身売買にかかる罪等の新設を内容とする改正刑法が施行されている。

(c) 2000年11月施行の児童虐待の防止等に関する法律により、児童に対する虐待を禁止するとともに、その防止に関する国や地方公共団体の責務、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を推進することとしている。

2004年11月1日から行政上の配慮として嫡出でない子の戸籍における父母との続柄欄の記載方法を嫡出子と同様の記載とすることとした。

また、既に戸籍に記載されている嫡出でない子についても、申出により、父母との続柄欄の記載を嫡出子と同様の記載に改めることとした。

第11条

憲法第25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利 を有する。」と規定している。

1. 相当な生活水準に関するデータ

(1) 国民の生活水準に関するデータ

第11表は、「全国消費実態調査報告」により、年間収入階級別の収入及び消費支出の推移をみたものである。これによると、年間収入及び消費支出は、すべての収入階級で減少傾向にある。

(2) 貧困層に対する援助

生活に困窮する日本国民に対しては、生活保護法により、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助を行っている。保護の基準は毎年改定されているが、2000年度から2009年度の1級地-1(東京、大阪等の大都市)における標準3人世帯(夫婦、子一人)に対する生活扶助基準額(月額)の推移は第12表のとおりである。

(3)物質的な生活水準の指数

月々の1世帯当たりの消費支出額を一定の世帯員(4人)及び日数(1ヶ月30.4日)の支出額に調整した後、これを2005年平均を基準として指数化し、さらに消費者物価指数で除することにより実質化した数字(「消費水準指数」)が、第13表である。

2. 相当な食料についての権利

(1) 概観

食料は、国民にとって最も基礎的な物資であり、これを安定的に供給することは国政の基本ともいうべき重要課題である。このため我が国は、食料の安定的供給を図るため、国内生産においては、農業生産性の向上、農業構造の改善、流通・加工の合理化、農産物価格の安定等について必要な施策を総合的に推進すると共に、海外からの供給に依存する農産物について、輸入の安定確保に努めてきたほか、不測の事態に備えて適切な備蓄の確保を図ってきたところである。また、健康で豊かな食生活を図る観点から各種の消費対策を実施してきたところである。その結果、我が国では食料の適正な供給が実現されており、特定の脆弱なグループが相当な食料の権利を侵害されている状況にはない。

(2) 食料の適正な供給のための我が国の農業政策

(a)農用地の整備・開発及び利用の促進

狭い国土の中で、食料の安定的な供給を図るため、農業生産の基盤となる優良な農用地を開発・改良するとともに、その効率的な利用を進めている。

(b) 地力增進

地力増進法等により、農業生産性の向上や食料の安定的な供給に大きな影響を与える農地の地力の維持・増進を図っている。

(c) 農業生産資材の導入・利用

農業の機械化、肥料の品質の保全、農薬の適正な使用の確保等により、農業 生産性の向上や安全な食料の供給に努めている。

(d) 農業に関する試験研究の推進及び技術の普及

農業に関する試験研究の充実により技術開発を促進するとともに、農業技術を迅速かつ適確に普及することにより、農業の生産性の向上や農産物の品質の向上を図っている。

(e) 食料に係る流通の合理化

食料に係る品質表示の適正化、生鮮食料品等の卸売市場の建設整備、流通部門の構造改善の促進等により、食料の品質の向上を図るとともに、流通の適正化及び円滑化を図っている。

(f)主要食糧の安定供給

米・麦等の主要食糧については、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づき、米穀・麦の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、

- ①米穀については、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行う。
- ②麦については、麦の供給が不足する事態に備えた備蓄の円滑な運営を図ると ともに、麦の適切な輸入及び売渡しを行う。

これにより、国民に対する主要食糧の安定的な供給を図っている。

(g) 農産物の価格安定について

農産物価格の過度の変動による悪影響から国民生活を守るため、主要な農産物についてそれぞれの特性に応じた価格安定制度を設け、安定した価格による

食料の供給を実現している。

(h)植物防疫及び動物検疫

植物に有害な動植物の駆除・まん延防止により、農業生産の安全及び助長を 図るとともに、家畜伝染性疾病の発生を予防し、及びまん延を防止すること等 により畜産の振興を図っている。

(3) 前記施策の環境及び食料生産資源に対する影響

我が国の農地の中心である水田は、一定の環境保全効果を有しており、我が国では、これまで、資材投入の増加による環境への影響は顕在化していない。しかし、高度成長期以降、肥料、農薬等外部からの資材の投入が増加したことにより、農産物の生産性を向上させるという利益を生む反面で、これらが過剰に投入される場合には、環境への負荷を増大させることが懸念される。例えば、農地から流入する窒素分やリン分が湖沼の水質への負荷の一つになっている事例がある。

また、区画整理や農業用の用排水施設の整備といった農地改良のための事業は、労働生産性を向上させ、農地としての土地利用を継続させるという点において農業の環境保全機能の維持に資するが、さらに農地の生態系の豊かさに配慮した事業の実施が求められているところである。

農業の有する環境保全機能を維持・増進させつつ、農業生産を持続的、安定的に行っていくためには、農業分野におけるリサイクル利用の推進を含め、環境に与える負荷を極力少なくすることによって、調和のとれた環境保全型農業を確立することが重要であると認識している。

(4)食品の安全性に対する配慮

食品等の安全性を確保するため、食品衛生法に基づいて、以下の措置が講じられている。

- (a) 食品、添加物、器具及び容器包装等の規格基準の設定
- (b) 食品衛生監視員による監視及び指導
- (c) 食品衛生管理者による自主的管理体制の整備
- (d) 飲食店等の34の業種についての営業許可制度

(5) 国民の栄養に対する配慮

我が国の食生活は、従来の米、魚、野菜を中心とした伝統的な食生活パターンに肉類、牛乳・乳製品、果実などが加わったことにより、平均的には、多様でありかつバランスのとれたものとなっている。しかし、食生活を取り巻く環

境の変化に伴い、朝食欠食率の増加、加工食品や特定食品への過度の依存、過度のダイエット志向等が見受けられる。1999年の国民栄養調査結果によると、適切な食品選択や食事準備のために必要な知識・技術があるとする者は、男性で約3割、女性で約5割である。

このようなことから、2000年から健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的として、栄養・食生活を含めた9つの分野について具体的な目標を掲げた「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を推進している。また、2005年に施行された食育基本法に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「朝食を欠食する国民の割合の減少」等の9つの目標を掲げた「食育基本計画」を策定し、食育を国民運動として推進している。

また、国民一人ひとりが食生活の改善に対する自覚を持ち、日常の食生活において留意すべき事項を「食生活指針」として2000年に決定し、食生活指針を具体的な行動に結び付けるものとして、望ましい食事のとり方やおおよその量をわかりやすく示した「食事バランスガイド」を2005年に策定し、これを活用するなどの普及啓発により、食環境面からも健康づくりのための地域全体への働きかけ(ポピュレーションアプローチ)を行っている。

また、健康増進法に基づき、国民の身体の状況、栄養素等摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、毎年国民健康・栄養調査を実施し、国民に広く情報提供を行っている。さらに、日本人のエネルギーや栄養素の摂取量の基準を示すものとして「日本人の食事摂取基準」を定め、5年毎に改定している。その他、老人保健法に基づく事業の一環として、市町村において、40歳から64歳までの地域住民に対し、健康教育、健康相談の中で栄養指導を実施している。

なお、2006年の医療制度改革において、生活習慣病対策を重点的に推進するため、老人保健法に基づく基本健康診査について、栄養指導を含む健診後のフォローアップを充実させる観点から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査・特定保健指導に再編し、2008年度から医療保険者が加入者に対して実施している。

また、老人保健法に基づく事業で基本健康診査以外のものについては、健康増進法に基づく健康増進事業として、市町村(特別区を含む。)において実施している。

(6)世界の食料供給の公平な分配を確保するためにとった措置 開発途上国の一部には、今なお低所得国を中心に相当な栄養不足人口を抱える国もある。 このため我が国は、開発途上国に対し、農業分野をはじめとして、食料安定供給確保のための国際協力を積極的に推進してきたところであり、開発途上国の食料不足の解消や人口の大半を占める農民の生活の安定と向上等に寄与してきた。

特に、農林水産業分野においては、開発途上地域の農林水産業に関する試験研究等を行う国立機関として国際農林水産業研究センター(JIRCAS)を設置し、研究者の派遣や招へいによる国際研究協力を実施している。

3. 相当な住居についての権利

(1) 住宅に関する統計的データ

第14~17表参照。

なお、ホームレス、違法居住者及び追立てに関する統計的なデータはない。 また、政府の設定した住居費の負担能力限度というものはない。

(2)住宅・居住に関する法律

(a) 居住に関する権利を規定する法律

所有権、賃借権の内容については民法が規定しているほか、特に土地・建物に係る賃借権に関しては借地借家法が特別の定めを置いている(「借地借家法」は、従来の「借地法」、「借家法」「建物保護二関スル法律」を一本化したもので、1992年8月1日に施行された)。

(b) 住宅に関する法律

住生活基本法において、良質な住宅の供給等、良好な居住環境の形成、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保が図られること等を旨として、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、具体的には、同法に基づく住生活基本計画のもと、以下のような法律に基づき各種の施策を着実に実施している。

- (i)「公営住宅法」 国及び地方公共団体が協力して住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃の賃貸住宅を供給することを目的としている。
- (ii)「高齢者の居住の安定確保に関する法律」

高齢者の居住の安定の確保を図ることを目的とする、高齢者の賃貸住宅への円滑な入居の促進や良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給の促進等について定めている。

(iii)「独立行政法人都市再生機構法」

機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市におけ

- る、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務、及び、都市基盤整備公団から継承した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする独立行政法人都市再生機構について定めている。
- (iv)「地方住宅供給公社法」 住宅を必要とする勤労者の資金を受け入れ、これをその他の資金とあわせて活用して、当該勤労者に対し居住環境の良好な住宅及びその用に供する宅地の供給を行う地方住宅供給公社の設立等について定めている。
 - (v)「独立行政法人住宅金融支援機構法」
- 一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための業務、 一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な 資金の貸付けの業務等を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑か つ効率的な融通を図ることを目的とする住宅金融支援機構について定めている。
- (vi)「住宅地区改良法」 不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図るための改良事業について定めている。
- (vii)「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」 土地所有者等が建設する良質な賃貸住宅について、助成措置を行うこと等により、中堅所得者層の居住の用に供する賃貸住宅の供給を促進することを目的とする。
- (viii)「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」

地域における住宅に対する多様な需要に的確に対応するため、国土交通大臣に よる基本方針の策定、地域住宅計画に基づく公的賃貸住宅等の整備等に関する 事業又は事務に充てるための交付金制度の創設等所要の措置について定めてい る。

(ix)「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」 住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家 庭等)に対する賃貸住宅の供給を促進するために国及び地方公共団体が講ずる こと等を定めている。

(c) 土地利用に関する法律

国土利用計画法に基づき、国土の利用に関する基本的な事項について定める「国土利用計画(全国計画)」、都市地域、農業地域、自然保全地域等の指定を含む「土地利用基本計画」等が定められている。

(d) 賃借人の権利に関する法律

借地借家法は、借地権の最低存続期間を法定するとともに、賃貸人が借地・

借家契約の更新を拒絶できる場合、建物賃貸人が借家契約の解約の申入れをすることができる場合等を限定している。また、この法律の規定に反する特約で借地・借家人に不利なものは無効とする(片面的強行規定)など、借地・借家人の保護に留意したものとなっている。

(e) 土地への投機を制限する法律

土地基本法は、土地が投機的取引の対象とされてはならない旨を定めている。 また、国土利用計画法は、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼ す弊害を除去するため、土地取引の規制に関して講ずべき措置を規定している。

(f) 建築規制、建築基準等に関する法律

建築基準法は、国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的として、 建築物の敷地、構造、設備及び用途について確保すべき最低の基準を定めてい る。

(g) 住宅及び居住地における環境に関する法律

住生活の安定の確保及び向上の促進を図る住生活基本法は、目標のひとつに 良好な居住環境の形成を掲げている。したがって、住生活基本法に基づき策定 される住生活基本計画においても、良好な居住環境の形成を目標のひとつとし て明記し、各種施策を推進している。

(3) 居住についての権利を実現するためにとられたその他の措置

(a) 地域住民を基盤とする組織に対する助成

住宅地区改良事業等の施行地域の住民による組織が、まちづくりの推進を図ることを目的とした活動等を行う場合に、調査・研究等の経費に対して補助を行っている。

(b) 住宅建設促進のためにとっている措置

2006年9月に閣議決定された住生活基本計画に基づき、持家、借家を問わず無理のない負担で居住ニーズに応じた質の高い住宅が確保できるよう、長期・固定型等の多様な住宅ローンが安定的に供給される住宅金融市場の整備、税制上の措置、良質な賃貸住宅の供給の促進等を行っている。また、市場において自力では適正な水準の住宅を確保することのできない低額所得者等に対して、公平かつ的確に公営住宅を供給するとともに、重層的な住宅セーフティネットの構築を図るため、各種公的賃貸住宅制度の一体的運用等を円滑に行うための仕組みづくりを進める等、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施

策を総合的かつ計画的に推進している。

(c) 住宅に困窮する居住者に対する措置

不良住宅が密集していること等により、住環境の劣っている地区において、 自ら住環境の改善を図ることが困難な居住者等に対して、住宅地区改良事業や 小規模住宅地区改良事業の実施により、地方公共団体が改良住宅等を供給して いる。

(d)遊休土地を解放するためにとっている措置

国土利用計画法により、助言、勧告、土地買取り協議等を通じて遊休土地の 有効かつ適切な利用の促進を図っている。

(e) 住宅に関する国の予算措置

2009年度の住宅対策の予算は、6266億1500万円であり、一般会計に占める割合は、約0.7%である。

第12条

- 1. 国民の健康状況に関するデータ
- (1) WHO Regional Office for the Western Pacific, "Regional Databases on Health—Indicators"

(http://www.wpro.who.int/health_topics/health_information/db_list.htm)を参照されたい。

- (2) 乳児死亡率につき、第18表及び第19表のとおり統計を提供する。
- (3) 平均寿命に関し、第20表のとおり、全国地、性別、市町村別の統計を 提供する。

2. 我が国の保健政策

- (1)疾病の予防、治療及び抑制
- (a) 感染症対策

感染症の予防及びまん延の防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により医師の患者診察時の届出義務、健康診断、就業制限、入院、汚染物件の消毒・処分等の感染源対策及び感染経路対策が行われている。また、予防接種法により、急性灰白髄炎、ジフテリア等 9 種の疾病について、定期の予防接種を実施している。

国内に常住しない感染症の病原体が、わが国に侵入することを防止するため、 検疫法に基づき検疫を実施している。

結核については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき発生の予防及びまん延の防止に努めるとともに、特に対策が必要な感染症として、結核に関する特定感染症予防指針を定め、あわせて直接服薬確認療法(DOTS)の推進等の結核独自の対策を講じており、新規の患者数は着実に減少している。

エイズについては、我が国における感染者数はなお少数にとどまってはいるが、着実に増加している。政府は、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(2006年3月2日厚生労働省告示第89号)に基づき、正しい知識の普及等の対策を講じ、感染拡大防止に努めている。

(b) 生活習慣病予防対策

循環器疾患、がん、糖尿病等の予防のため、1983年2月に施行された老人保健法に基づき市町村において保健事業を行ってきた。この保健事業においては、健康教育、健康相談、健康診査その他種々の事業を行っていた。なお、がん検診については、1998年度から一般財源化され市町村の独自事業で行っていた。

2006年の医療制度改革において、生活習慣病対策を重点的に推進するため、老人保健法に基づく基本健康診査について、健診後のフォローアップを充実させる観点から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査・特定保健指導に再編し、2008年度から医療保険者が加入者に対して実施している。

老人保健法に基づく事業で基本健康診査以外のものについては、健康増進法に基づく健康増進事業として、市町村(特別区を含む。)において実施している。

(c) 職業病の予防のための措置

職業性疾病防止のため、1953年以来、労働災害防止計画を策定し、職業 性疾病防止のため種々の対策を推進してきたところである。第11次労働災害 防止計画(2008年度から2012年度まで)においては、

- (i) 粉じん傷害防止対策
- (ii) 石綿障害予防対策
- (iii)メンタルヘルス対策
- (iv) 腰痛予防対策
- (v) 快適職場づくり対策

等の諸施策を講じている。

(2) 適切な医療サービスの保障

(a) 医療供給体制

我が国の医療供給体制については、患者の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう、その整備が進められている。特に医師の確保については、予算や制度的見直し等を通じて実効性ある対策を着実に実施する。

また、1986年度より、都道府県において、医療関係者等の協力の下に地域の実情に応じた医療計画を作成することとし、その具体的な推進を図っているところである。さらに2006年の医療制度改革に基づく新たな医療計画に沿って、患者の視点に立った切れ目のない医療提供体制の構築に向け、取組を進めているところである。

へき地・救急・がん・周産期医療・小児医療等の不採算医療または高度な医療を提供している病院に対しては、必要な助成を行っている。

なお、医師、看護師をはじめとする医療関係職種については、その資格制度を定めることなどを通じてその養成・確保を進めている。また、医師については、総合的な診療能力を有する資質の高い医師の養成を図るべく、医師免許取得者の臨床研修の充実にも努めている。

へき地における医療の確保を図るため1956年度以来、5年ごとのへき地保健医療計画により、へき地医療支援機構、へき地医療拠点病院及びへき地診療所の整備、へき地巡回診療の実施、へき地勤務医師の確保、患者搬送体制の整備等の各種施策を推進している。

休日・夜間における地域住民の救急医療を確保するため、1977年度から 初期救急医療体制、第二次救急医療体制及び第三次救急医療体制並びに救急医 療情報センターの計画的かつ体系的整備を推進するとともに、1991年度に は、救急救命士制度を創設するなど、救急現場及び搬送途上における医療の確 保に努めている。

(b) 医療保障制度

我が国の医療保険制度の概要については、本報告書中第9条に関する部分を 参照されたい。国民のすべてが何らかの医療保険制度により給付を受けること になっている。ここでは、我が国の医療保障制度のもう一つの柱である公費医 療について述べる。

(i) 生活保護法の医療扶助

我が国の公的扶助法である生活保護法の医療扶助により、財政的事情により 扶助を要する者に対し、入院、診察、投薬、注射、手術等の給付を行っている。 医療扶助による医療給付は、国民健康保険法の診療方針によることとなっており、医療保険による給付内容とほぼ同等の医療が保障されている。

(ii)難病に対する医療扶助

原因不明、治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病のうち、医療費が高額なもの等、患者の負担軽減を図るため、医療費を助成している。

また、特定の慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を実施し、効果的な研究の推進、医療の確立・普及及び患者家庭の医療費の負担軽減を図っている。

(iii) 精神保健福祉対策

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)に基づき、措 置入院患者の医療費の全額又は一部を公費で負担している。

我が国の精神保健福祉対策は「入院医療中心から地域生活中心へ」という流れ に沿って展開されており、2004年には、精神保健福祉対策本部において、 国民の理解の深化、精神医療の改革、地域生活支援の強化を柱とした「精神保 健医療福祉の改革ビジョン」を取りまとめた。 この「精神保健医療福祉の改革ビジョン」を踏まえ、2006年に施行された障害者自立支援法においては、身体・知的・精神といった障害の種別にかかわらず、市町村が中心となって一元的に福祉サービスを提供する仕組みを創設した。

(iv)結核医療

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康診断、入院、結核医療の実施を中心に結核治療のための対策を講じている。わが国の結核患者は、新規患者登録制度を実施した1961年以来、年々減少している。

(v) 自立支援医療

障害者自立支援法に基づき、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常 生活又は社会生活を営むために必要な公費負担医療を提供している。 具体的には、

- ① 身体に障害のある児童の健全な育成を図り、生活の能力を得るために必要な育成医療
- ② 身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために必要な更生 医療
- ③ 精神障害者に対する適正な医療の普及を図るために必要な精神通院医療 を行っている。

(vi) その他

上記の他、公費による医療保障制度として、原子爆弾被爆者に対する擁護に 関する法律による被爆者医療、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律による特定の感染症の患者に対する法に基づく入院の際の医療等が ある。

(3)健康増進

(a)健康日本21

2000年から、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目的として「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を推進している。健康日本21では、①栄養・食生活、②身体活動・運動、③休養・こころの健康づくり、④たばこ、⑤アルコール、⑥歯の健康、⑦糖尿病、⑧循環器病、⑨がんの9分野について、成人の1日当たりの野菜の平均摂取量の増加、日常生活における歩数の増加などの目標を掲げ、生活習慣病の予防に重点を置いた施策を展開している。

2007年4月に「健康日本21中間評価報告書」が公表され、今後は、この中間評価を踏まえ、「適度な運動」、「適切な食生活」、「禁煙」に焦点を当てた

新たな国民運動として「健やか生活習慣国民運動」を展開するなど、生活習慣 病対策の一層の推進を図っている。

(b) 健康増進法

2003年5月には、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくりを更に 積極的に推進する法的基盤を整備するために健康増進法が施行された。

(c) 老人保健法による保健事業

国民の老後の健康を保障するため、1983年2月に施行された老人保健法により、40才以上の者を対象に、予防から治療、機能訓練に至る保健事業を総合的に実施しているところである。

(2006年度から、健康教育、健康相談、機能訓練及び訪問指導については 64歳までの者を対象とする。)

この保健事業は、この保健事業は、第1次~第4次5ヶ年計画に基づいて実施されてきたところであり、2005年度以降は保健事業第4次計画の考え方に沿った単年度計画とし、生活習慣病を中心とする疾病の予防及び寝たきりなどの介護を要する状態となることの予防を目的に実施してきた。

2006年の医療制度改革において、生活習慣病対策を重点的に推進するため、 老人保健法に基づく基本健康診査について、健診後のフォローアップを充実さ せる観点から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査・特定 保健指導に再編し、2008年度から医療保険者が加入者に対して実施してい る。

老人保健法に基づく事業で基本健康診査以外のものについては、健康増進法に 基づく健康増進事業として、市町村(特別区を含む。)において実施している。

(d) 医療保険の保険者による保健事業

健康保険をはじめとする医療保険の各保険者は、健康教育、健康相談、健康 診査その他被保険者等の健康の保持増進に必要な事業(保健事業)を積極的に 実施している。

(4)環境衛生の向上

(a) 廃棄物処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、放射性廃棄物<u>及びこれによつ</u> て汚染された物を除いたすべての固形状及び液状の廃棄物は、一般廃棄物と産 業廃棄物の2つに分類されている。

し尿を含む一般廃棄物については、市町村がその管理と処理につき責任を有

し、当該地域内における一般廃棄物処理計画を策定している。

産業廃棄物の適正な処理は排出事業者の責任である。各都道府県は廃棄物処理計画を策定して、当該区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理を期している。

廃棄物の収集、運搬、中間処理及び最終処分といったすべての処理は、法によって定められた基準に適合しなければならない。政府は地方自治体に対し、一般廃棄物処理施設の整備につき財政的援助・技術的援助を行っている。

(b) 水道整備

水道法に基づく認可等を受けた者により、同法の水質基準に合致した水道水の供給が行われており、その普及率は、2007年度末で我が国の総人口の97.4%に達している。

また、政府は、広域水道事業のように、その性格上若しくはその規模から料金が高くなりがちな事業等の建設について財政上の援助を与えている。

(c)下水道整備

下水道法において、下水道の建設及び維持管理は市町村及び都道府県等の地方自治体が行うこととされている。

下水道は生活、産業活動に伴って生じる汚水を速やかに排除し、環境衛生の 確保を図っている。また、全ての下水は下水処理場により処理することが義務 づけられており、公共用水域の水質の保全を図っている。

また、下水道は内水の排除という役割を持っており、浸水による被害から都市を守る役割を果たしている。

下水道の建設には多額の費用を要することから、政府として下水道の建設を行う地方自治体に対し財政的・技術的援助を行っている。

(5)産業衛生の向上

労働安全衛生法、作業環境測定法、じん肺法等の法律及びこれらの法律に基づく労働安全衛生規則、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質等障害予防規則、酸素欠乏症等予防規則等の関係規則により、職場における労働者の健康を確保し、快適な職場環境の形成を図っている。

3. 国際協力

保健医療分野における国際協力は、開発途上国の基本的生活要件に対する援助であり、我が国の国際協力の重要な柱として位置づけられている。我が国としては、専門家の派遣、研修員の受け入れ等技術協力を中心に相手国の人づく

りに貢献し、無償資金協力、有償資金協力を通じた支援を行っているほか、W HOなど国際機関との連携により、多国間協力においても積極的な役割を果た している。

第13条

1. 教育についての権利

(1) 初等教育及び前期中等教育

我が国においては、初等教育及び前期中等教育は義務制である。すなわち、 憲法第26条、教育基本法第5条及び学校教育法第6条、第16条、第17条 により、はじめの9年間(6年間の初等教育と3年間の前期中等教育)の普通 教育が義務づけられている。国公立の学校における義務教育は無償である。

国の教育水準を維持するため、学校教育の各段階の目標が学校教育法において定められており、また、義務教育諸学校における教育内容の基準が国により設けられている(学校教育法施行規則及び学習指導要領)。義務教育諸学校における授業時間については、学校教育法施行規則の中で、各教科ごとの標準の年間授業時数が定められている。

義務教育において使用される教科書は、国公立のみならず、私立の義務教育 諸学校の児童・生徒に対しても、国が無償で給与している(義務教育諸学校の 教科用図書の無償に関する法律)。

家庭の経済状況等により義務教育の履修に困難を生ずる恐れのある者に対しては、都道府県・市町村は学用品・通学費・修学旅行費・学校給食費等の必要な就学援助を行い、国はこれに対して助成を行うことにより、児童生徒の就学を保障し義務教育の円滑な実施を図っているところである。

また、全国すべての公立義務教育諸学校に必要な教職員を確保するとともに、 都道府県の教職員配置や給与水準の不均衡をなくすため、国は、公立義務教育 諸学校の学級編制の標準とこれに基づく教職員数の標準を法律で定めるととも に、教職員の給与費について、国が原則としてその3分の1を負担し、教育の 機会均等と全国的な教育水準の維持向上を図っているところである。

これらの措置の結果、初等教育及び前期中等教育を受けている者は、該当年 齢人口の99.97%(2006年5月現在)である。

また、我が国に居住するすべての外国人の子どもも、日本人と同様に初等教育及び前期中等教育を受ける機会を有し、国公立学校の場合には無償である。 2008年5月現在、全国の義務教育諸学校に在籍する外国人児童生徒の数は 69,108人であり、このうち67,404人が公立の学校で教育を受けている。

外国人の子どもが我が国の学校教育を受ける場合には、日本語教育を充実することが重要である。2008年9月の調査によると、全国の公立義務教育諸学校において日本語教育が必要な外国人児童生徒の数は27,184人であるが、これらの者に対しては、特別な日本語指導や適応指導の措置を講じているところである。

(2)後期中等教育

我が国において、後期中等教育(技術的及び職業的教育を含む)は、すべての者に一般的に利用可能であり、かつ、機会が与えられている。

学校教育法の下、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者、又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者は、すべて性、人種、国籍等によるいかなる差別もなく、高等学校等への入学資格が認められている。2006年の中学校から高等学校等への進学率は、97.7%に達している。なお、高等学校、特別支援学校高等部における教育内容の基準は、義務教育諸学校と同様に国により定められており、生徒の多様な能力・適性、興味・関心、進路等に対応するよう、教育内容についても工夫が払われているほか、技術的及び職業的教育を主として施す学科が設けられている学校もある。さらに、高等学校においては、年齢を問わず、働きながら学ぶ青少年のために、定時制及び通信制の課程も提供されている。

後期中等教育の無償化については、下記2.を参照されたい。

(3) 高等教育

我が国の大学の入学資格は、我が国の国籍等の有無にかかわらず、我が国の 高等学校等の卒業者又はこれと同等以上の学力があると認められた者に認めら れる。

また、テレビ・ラジオを中心とした多様なメディアを効果的に利用した高等 教育を実施する放送大学では、広く国民に大学教育の機会を提供している。

さらに、各大学等が正規学生以外に対しても公開講座等を実施するなど、すべての人に対して広く教育の機会が認められている。

意欲と能力がありながら経済的理由により修学が困難な学生のために、独立 行政法人日本学生支援機構法に基づき、(独)日本学生支援機構が奨学金の貸与 を行っている。また、(独)日本学生支援機構のほか、地方公共団体、公益法人 等が奨学金事業を行っている。さらに、国公私立の大学では、学生の経済的状 況等により、授業料の減免が行われている。

高等教育の無償化については、下記2を参照されたい。

(4) 基礎教育

我が国においては、憲法第26条、教育基本法第5条及び学校教育法第16条、第17条により、はじめの9年間(6年間の初等教育と3年間の前期中等教育)の普通教育が義務づけられている。なお、病弱等やむを得ない理由によ

り、義務教育諸学校を卒業していない学齢超過者に関しては、市町村の教育委員会より入学許可を受けることで義務教育諸学校の相当学年に編入学することができる。また、義務教育課程を修了しなかった者であっても、上級の学校に入学することを希望する場合においては、認定試験制度によりその入学機会を提供している。

(5) 就学・進学の状況

小・中・高・大への就学率・進学率〈2008年〉…(男女合算データ)

→小就学率 : 99.96% 中就学率 : 99.97%

高等学校等進学率 : 97.8% 大学等現役進学率 : 52.9%

- (注) 1 高等学校等進学率:中学校卒業者及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の本科・別科並びに高等専門学校に進学した者(就職進学した者を含み、過年度中卒者等は含まない。)の占める比率。
 - 2 大学等現役進学率:高等学校及び中等教育学校後期課程本科卒業者のうち、大学の学部・通信教育部・別科、 短期大学の本科・通信教育部・別科及び高等学校等の専攻科に進学した者(就職進学した者を含む。)の占め る比率。

男女別の高・大への進学率〈2008年〉

→高等学校等進学率 : 男 97.6% 女 98.1% 大学等現役進学率 : 男 51.4% 女 54.4%

(6) 識字率の向上のための措置及び異なる教育レベルへの平等なアクセス 我が国においては、義務教育制度の下、全ての児童生徒に対し、生活に必要 な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うことができるよう教育が 行われている。外国人児童生徒についても、公立義務教育諸学校への就学を希 望する場合には、国際人権規約等を踏まえ、日本人の子どもと同様に無償で受 け入れている。このような子どもたちが円滑に日本の教育を受けられるように する観点から、日本語指導のためのカリキュラムの開発や教員の配置、母国語 を話せる者による支援等を実施している。

2. 後期中等教育及び高等教育の無償化等

後期中等教育及び高等教育に係る経費について、負担の公平や無償化のための 財源をどのように確保するのか等の観点から、これらの教育を受ける学生等に 対して適正な負担を求めるという方針を採っていること等から、我が国は、社会権規約第13条2(b)及び(c)の適用に当たり、「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保している。

しかしながら、教育を受ける機会の確保を図るため、経済的な理由により修 学が困難な学生等に対しては、(独)日本学生支援機構、地方公共団体及び公益 法人等が奨学金事業を行っているとともに、授業料減免措置が講じられている ところである。

なお、2004年の我が国における国と地方の歳出合計のうちの15.49% が教育に費やされている。

3. 教職員の待遇

第2回政府報告第13条3.参照。

4. 教育分野における国際協力

教育分野における国際協力の推進は、我が国と諸外国相互の教育・研究水準の向上、国際理解・国際協調の精神の醸成、諸外国の人材育成に資する等、極めて重要な意義を有する。

我が国では、教育分野における国際協力を進めるために、開発途上国の人的資源の育成に資するべく我が国高等教育機関への留学生の受け入れを積極的に推進するとともに、ユネスコの事業への協力、無償資金協力及び有償資金協力による支援のほか、JICA(国際協力機構)や国際交流基金事業を通じて、大学教員等の派遣、外国人研究員の受け入れ、女性の教育行政担当官を対象とした研修などに協力するとともに、我が国の知見の活用を促進しているところである。

<u>第14条</u>

無償の義務教育の確保 第2回政府報告第14条参照。

第15条

1. 文化的な生活に参加する権利

前回の政府報告提出以降、変更のあった点は以下のとおり。

(1) 文化の発展及び文化生活への大衆参加を促進するための資金面での措置のうち、「アーツプラン21」による支援は、「文化芸術創造プラン」による支援に代わった。

(2) 文化施設の設置

- (a)全国的な整備が進んだことに伴い、地方公共団体が行う文化施設の整備に対しての補助制度は廃止されたが、住民の文化活動を促進する観点から、国は、公民館、公立博物館(美術館を含む)及び公立図書館の事業に対して支援を行っている。2005年現在、公民館の数は17,143、博物館の数は1,196、図書館の数は2,979、文化会館の数は1,885となっている。)
- (b)優れた美術作品、その他の資料を収集して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行うことを目的として、第5番目の国立美術館として国立新美術館が設置された。

(3) マスメディア及び通信メディアの役割

放送法は、放送事業者がテレビジョン放送による国内放送の番組編集を行う際、原則として、教養番組又は教育番組等を設けなければならないこととしているほか、同法に基づき総務大臣が定めた放送普及基本計画の中で、日本放送協会の教育放送が全国各地域においてあまねく受信できることを放送を国民に最大限に普及させるための指針として定めている。

(4) 文化遺産の保護

1992年に締結した「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づく世界遺産一覧表に、文化遺産として「古都奈良の文化財」、「日光の社寺」、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」、「紀伊山地の霊場と参詣道」、「石見銀山遺跡とその文化的景観」が新たに加えられ、その保護に必要な措置を講じてきている。

(5) 文化及び芸術の分野の専門教育

大学、短期大学等において、芸術に関する種々の専門教育が行われている。 2008年現在、大学における芸術学部、音楽学部等、芸術に関する学部等の 数は55、これらに在籍する学生数は約5万4,500人であり、短期大学に おける芸術に関する学科の数は49、これらに在籍する学生数は約7,500 人となっている。

- (6) 文化の保護、発展及び普及のためにとられているその他の措置
- (a) 新進芸術家海外研修制度の一環である芸術文化活動指導者の派遣は20 08年度限りで廃止されたが、新進芸術家海外研修制度を引き続き実施。
- (b) 文部大臣奨励賞は文部科学大臣賞に代わった。

2. 科学の進歩及びその応用による利益を享受する権利

(1) 科学技術の振興

学術研究を真に実りあるものにするためには、研究者の独立性を最大限に尊重することが不可欠であり、憲法第21条(表現の自由)及び第23条(学問の自由)は、研究、発表、教授の権利を保障している。

我が国における学術研究の中心は大学である。国立大学や大学共同利用機関は、以前は国立学校設置法に基づき、国の機関として設置されていたが、自律的な環境の下で国立大学等をより活性化し、優れた教育や特色ある研究に向けて積極的な取組を促すため、2004年4月に法人化され、国立大学法人法に基づき設置されている。その他、国立大学には、附置研究所等が設置されている。また、国公私立大学を問わず大学の研究ポテンシャルを活用し、研究者が共同で研究を行う体制の整備のため、2008年に、国公私立大学を通じたシステムとして、新たに共同利用・共同研究拠点の文部科学大臣による認定制度を設けた。また、私立学校振興助成法及び私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律に基づき、私立大学等の研究活動を国が支援している。

科学技術基本法に基づき、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、科学技術基本計画を5年ごとに策定している(2007年~第3期基本計画)。その他、国は、学術研究の振興のための基幹的研究費である科学研究費補助金の拡充1999年度予算額1,314億円→2009年度予算額1,970億円)や研究者のみならず、産業界をはじめ社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材育成を担う大学院教育の抜本的強化、基礎研究の重点的推進、研究設備の整備・充実、研究者交流をはじめとした国際学術交流など、学術研究の振興のための多面的な施策を展開している。

また、独立行政法人日本学術振興会は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等、 学術の振興を図るための各種事業を行っている。

加えて、国は、学術上功績顕著な科学者を優遇するための機関として設けら

れた日本学士院に対する財政措置を講じている。

(2) 関連情報の流通促進

学術研究の成果は、学会等において発表され、その結果、産業界ほか実際的な応用分野で広く活用されている。

国としても、科学研究費補助金により、研究成果の公開発表、重要な学術研究の成果の刊行及びデータベースの作成について助成しており、我が国の学術の振興と普及、学術の国際交流に寄与し、優れた研究成果の公的流通の促進を図っている。独立行政法人科学技術振興事機構(JST)においては、科学技術振興事業団から日本の科学技術情報に関する中枢的機関としての役割を引き継ぎ、科学技術の情報の流通促進を図るため、オンラインによる情報提供サービス等を実施している。

また、1998年より、JSTは、国内の学協会が発行する学術雑誌の電子化を支援し、国際的に発信する「科学技術情報発信・流通総合システム(JーSTAGE)」を整備し、2009年4月末には、687の学協会誌を電子ジャーナルとして公開している。さらに、2005年からは、我が国の研究情報の蓄積を資産として国内外に発信するため、国内学協会誌を創刊号から遡って電子アーカイブ化し、公開している。海外からのアクセスは全体のうち、JーSTAGEは約6割、電子アーカイブへは約9割を占め、日本の科学技術情報の国際発信に貢献している。

これに加えて、2009年より、JSTは、論文、研究者、研究機関、特許などの科学技術に関する基本的な情報を関連付けて一般に提供し、質の高い科学技術情報をより効果的に流通させる科学技術総合リンクセンター(J-GLOBAL)試行版を公開している。

また、情報・システム研究機構国立情報学研究所(NII)においては、学術コミュニティにとって不可欠な学術コンテンツを確保し、その安定的な提供を保証するとともに、大学や研究機関等で生み出された教育研究成果を収集、組織化し、付加価値を付けて広く社会に発信するための情報基盤の整備を推進し、学術情報の流通促進に努めている。

さらに、国立科学博物館、人間文化研究機構国立民族学博物館及び人間文化研究機構国立歴史民俗博物館等において、関連分野に係る調査研究並びに資料の収集、保管、公衆への供覧・展示による情報提供の促進に努めている。

(3) 自然遺産の保護

我が国では、自然環境を適正に保全するため、自然環境保全法に基づき、全国で自然環境の現況把握を進め、併せて優れた自然環境を有する地域を自然環

境保全地域等として指定、管理を行っている。

また、傑出した自然の風景地の保護と利用を図るため自然公園法に基づき自然公園の指定、管理を行ってきており、2009年3月現在、その合計面積は541万へクタールで国土面積の14%を占める。

さらに、国有林野においては、原生的な天然林を保存することにより、自然環境の維持、動植物の保護等に資するため、森林生態系保護地域等保護林の設定、管理を行っている。

特に、1992年に締結した「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する 条約」に基づく世界遺産一覧表に、新たに「知床」(季節海氷に特徴づけられる 海洋生態系と陸上生態系の相互関係、希少動植物の生息地)が加えられており、 「屋久島」、「白神山地」と共に各地域の管理計画に基づき、各種制度の運用及 び各種事業を推進し、その保護に必要な措置を講じてきている。

また、動植物種及び生態系を中心とした我が国を代表する自然を保全するために、動植物、地質鉱物等で学術上価値の高いものを「天然記念物」に指定し、現状変更等を制限している。

- (4) 科学技術の普及発展のためにとられている措置
- (a) 青少年の科学技術への興味、関心を高めるために地方公共団体が行う「先端科学技術体験センター」の整備の支援
- (b)独立行政法人科学技術振興機構による、科学技術に関する学習の支援、 科学コミュニケーションの促進、日本科学未来館の整備・運営
 - (c) 科学技術の普及啓発に寄与する活動に対する後援名義の付与
 - (d) 科学技術の普及啓発関係の公益法人に対する税制上の優遇措置
 - (e) 科学技術に関し優れた功績を挙げたものに対する顕彰(叙勲褒章、文部 科学大臣表彰)等

3. 創作者の権利の保護

(1) 科学の分野における精神的及び物質的利益の保護

我が国では、人間の精神的活動により生じる知的所有権のうち、科学の分野において精神的及び物質的利益を生む可能性がある知的創作物についての権利については、発明(自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。)、考案(自然法則を利用した技術的思想の創作で、物品の形状、構造又は組合せに係るものに限るが、高度であることを要しない。)、意匠(物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。)として、それぞれ特許法、実用新案法、意匠法により保護されている。

(2) 文学及び芸術の分野における精神的及び物質的利益の保護

我が国では、著作権法その他の関係法令により、著作者の精神的・物質的利益を保護している。また我が国は、ベルヌ条約、万国著作権条約、TRIPS協定及びWIPO著作権条約(WCT)等の条約を締結しており、これらの条約によって負う義務を越えた保護を行っている。

これらの権利が効果的に行使されるよう、著作権等管理事業法を制定し、著作権等の管理団体の監督を行っている。

また、著作権、著作者人格権が十分に保護されるためには、国民がこれらの権利についてより深い知識・理解を有することが必要である。したがって、著作権思想の一層の普及を図るために、教員、都道府県職員、図書館等の職員及び一般社会人を対象とした各種の講習会等を実施するとともに、著作権法の概要につき分かりやすく解説した出版物の発行等を行っている。

4. 国際交流及び協力の奨励・発展

(1) 科学の分野における国際交流及び協力

科学の進歩のためには、国境を越えた研究者の知的交流が不可欠であり、そのための支援は重要である。

我が国は、国際的な会議、シンポジウム等に参加を希望する研究者に対し、 旅費等の支給を行うなど国際交流のための種々の施策を講じている。また、独 立行政法人日本学術振興会は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の 支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等の事業を行っ ている。また、我が国は、ユネスコの活動に積極的に協力しており、信託基金 の拠出による地球環境事業をはじめとした開発途上国への科学協力事業等を実 施している。

その他、大学や試験研究機関等を対象とした国際研究交流の支援策として、科学技術振興調整費によりアジア地域を対象とした国際共同研究等を実施している。また、科学技術振興機構において、日本の優れた科学技術とODAの連携により、アジア等の途上国と環境・エネルギー分野等における科学技術協力を推進するとともに、戦略的に国際科学技術協力を推進するための事業を実施している。

また、科学技術協力協定等において政策的に重要と認められた分野において、 国際研究交流促進のための情報交換、方策の検討を目的とした国際ワークショップを開催している。

(2) 文化の分野における国際交流及び協力

我が国は、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国

に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする国際交流基金を設立し、様々な文化芸術交流、海外における日本語普及、日本研究・知的交流事業を行うとともに、民間の国際交流団体に対し助成等の支援を行っている。

また、政府は、開発途上国の文化・教育の振興のため、1975年度以降の予算措置により、文化無償資金協力として、文化財及び文化遺跡の保存・活用、文化関係の公演及び展示等の開催並びに教育及び研究の振興のために使用する資機材を購入するための資金を贈与しており、2008年度までに、130ヶ国に対し、1,620件、約621億円の実績がある。また、有償資金協力においても、1998年以降、途上国の文化遺産史跡、遺跡の維持のための事業に対し、計578億7000万円を供与している。

また、前述のとおり、我が国はユネスコの「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」を1992年に締結し、世界遺産の保護を行うとともに、 条約に基づき世界遺産基金に拠出している。

更に、政府は、人類共通の貴重な財産である世界の遺跡の保存・修復への協力を目的として、1989年、ユネスコ内に文化遺産保存日本信託基金を設立し、2008年度までに5340万ドルの拠出を行っている。同信託基金を通じ、アンコール遺跡やバーミヤン遺跡をはじめとする世界各地の文化遺産保存修復事業を実施している他、中国敦煌莫高窟壁画等の保存修復協力、海外にある日本古美術品に対する保存修復協力、アジア文化財保存セミナーの実施などを行ってきたところである。また、文化財保存分野での国際協力を実施するための拠点として、世界の文化財の保存・修復に関する国際的な研究・交流、保存修復事業への協力、専門家の養成、情報の収集と活用等を実施し、文化財保護における国際的な責務を果たすことを目的とした「文化遺産国際協力センター」がある。さらに、2006年6月より「海外の文化遺産国際協力推進法」を執行、併せて「文化遺産国際協力コンソーシアム」を立上げ、官民学が一体となり協力基盤を整える等、文化協力をさらに積極的に進める体制を整えた。

2003年にユネスコ総会において無形文化遺産条約が採択され、政府は2004年に締結。2006年には条約が発効し、政府は条約に基づく政府間委員会の委員国に選出された。2007年9月には第2回政府間委員会を日本で開催した。無形文化財の保存・振興に対しても、1993年にユネスコ無形文化遺産保護日本信託基金を設立し、2008年度までに累計1,257万ドルの拠出を行った。

第1表 性・年齢別完全失業率の推移

		計			男			女	
	1998	2003	2008	1998	2003	2008	1998	2003	2008
全年齢	4.1	5.3	4.0	4.2	5.5	4.1	4.0	4.9	3.8
15~19	10.6	11.9	8.0	12.0	13.3	9.8	9.1	10.5	6.1
20~24	7.1	9.8	7.1	7.3	11.2	7.5	6.9	8.2	6.6
25~29	5.6	7.0	6.0	4.9	7.0	6.2	6.7	6.9	5.6
30~34	4.0	5.5	4.5	3.1	4.9	4.3	5.6	6.6	5.2
35~39	3.2	4.6	3.7	2.8	4.1	3.4	3.7	5.3	4.2
40~44	2.8	3.6	3.1	2.8	3.4	2.9	2.9	4.0	3.4
45~49	2.5	3.6	3.0	2.4	3.6	2.9	2.4	3.1	3.1
50~54	2.5	3.7	2.9	2.7	4.1	3.2	2.2	3.2	2.5
55~59	3.3	4.5	3.1	3.6	5.0	3.7	2.8	3.3	2.6
60~64	7.5	7.5	4.3	10.0	9.2	5.1	3.1	4.2	2.5
65歳以上	2.1	2.5	2.1	2.6	3.3	2.5	0.6	1.1	1.4

注1 総務省統計局「労働力調査」

注2 完全失業率=完全失業者/労働力人口(%)

注3 年平均值

第2表 地域別有効求人倍率及び完全失業率の推移

	有	効求人倍率 (倍)		完全失業率(%)		
	1998	2003	2008	1998	2003	2008
全国	0.53	0.64	0.88	4.1	5.3	4.0
北海道	0.44	0.49	0.44	4.9	6.7	5.1
東北	0.54	0.54	0.60	3.9	5.6	4.7
南関東	0.45	0.67	1.01	4.5	5.1	3.8
北関東・甲信	0.75	0.78	1.06	3.0	4.6	3.5
北陸	0.68	0.69	0.97	2.9	4.0	3.4
東海	0.70	0.90	1.32	3.3	4.0	2.9
近畿	0.42	0.57	0.87	4.9	6.6	4.5
中国	0.75	0.78	1.02	3.4	4.3	3.6
四国	0.68	0.66	0.82	3.7	4.8	4.5
九州	0.43	0.49	0.60	4.6	5.9	4.6

- 注1 厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省統計局「労働力調査」による。
- 注2 年平均值。
- 注3 各ブロックの構成県は、以下の通り。
 - •北海道 北海道
 - •東北 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
 - •南関東 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
 - ·北関東·甲信茨城県、栃木県、群馬県、長野県、山梨県
 - •北陸 新潟県、富山県、石川県、福井県
 - •東海 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 - •近畿 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 - •中国 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 - •四国 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 - ·九州 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県

第3表 ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

	新規求職申込件数	有効求職者数	就職件数	就職率(%)
1998年度	78,489	115,848	25,653	32.7
2003年度	88,272	153,544	32,885	37.3
2008年度	119,765	143,533	44,463	37.1

第4表 最低賃金決定件数及び適用労働者数

2009.4.末日現在

決定方式	決定件数	適用労働者数
調査審議に基づく最低賃金	298	49,836,000
うち地域別最低賃金	47	49,836,000
うち特定最低賃金	251	3,806,300
うち厚生労働大臣決定分	1	400
うち都道府県労働局長決定分	250	3,805,900
労働協約に基づく地域的最低賃金	2	500
合計	300	49,836,000

第5表 地域別・特定最低賃金の全国平均額

(単位:円)

	地域別最低賃金	特定最低賃金
1985	3,478	3,834
1990	4,117	4,377
1995	4,866	5,521
2000	5,256	5,989
2005	668	761
2009	713	786

- 注1 適用労働者数による加重平均額である。
- 注2 地域別最低賃金については、2002年から時間額表示のみとなった。
- 注3 2005年、2009年は時間額、その他の年は日額を記載している。

第6表 常用労働者1人平均月間現金給与総額

(単位:円)

	現金給与総額	所定内給与	超過労働給与	特別給与
1985	317,091	214,255	22,332	80,504
1990	370,169	244,373	27,123	98,673
1995	408,864	284,040	23,983	100,841
2000	398,069	284,251	24,679	89,139
2005	380,438	275,205	25,713	79,520
2008	379,497	275,178	25,516	78,803

注1 厚生労働省「毎月勤労統計調査」による。

注2 事業所規模30人以上を対象としている。

第7表 消費者物価指数

年	前年比
60	2.0
61	0.6
62	0.1
63	0.7
平成元年	2.3
2	3.1
3	3.3
3 4	1.6
5	1.3
6	0.7
7	-0.1
8	0.1
9	1.8
10	0.6
11	-0.3
12	-0.7
13	-0.7
14	-0.9
15	-0.3
16	0.0
17	-0.3
18	0.3
19	0.0
20	1.4

注1 総務省「消費者物価指数」による。

注2 前年比は各基準年の公表値による。

第8表 労働災害発生状況(全産業)

	九工状况(王庄朱)
	死傷者数 (休業4日以上)
	(外来4日以工)
1998	148, 248
1999	137, 316
2000	133, 948
2001	133, 598
2002	125, 918
2003	125, 750
2004	122, 804
2005	120, 354
2006	121, 378
2007	121, 356
2008	119, 291

注 死傷者数は、労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)より作成したもの。

第9表 産業別の労働組合数、労働組合員数

2008年6月末日現在

産業	組合数	組合員数(人)
全産業	57,197	10,064,823
農業,林業	386	11,396
漁業	28	3,800
鉱業,採石業,砂利採取業	103	6,243
建設業	2,942	938,579
製造業	13,120	2,759,474
電気・ガス・熱供給・水道業	1,343	189,646
情報通信業	1,757	381,562
運輸業,郵便業	9,377	856,381
卸売業,小売業	6,278	1,074,053
金融業,保険業	3,140	721,665
不動産業,物品賃貸業	304	27,665
学術研究、専門・技術サービス業	1,373	146,840
宿泊業、飲食サービス業	486	112,971
生活関連サービス業、娯楽業	717	115,401
教育,学習支援業	3,840	597,721
医療, 福祉	3,520	452,946
複合サービス事業	1,665	293,529
サービス業	1,677	207,279
公務	4,441	1,033,599
分類不能の産業	700	57,986

- 注1 厚生労働省 「労働組合基礎調査」による。
- 注2 「分類不能の産業」には、複数産業の労働者で組織されている 労働組合等が含まれる。
- 注3 全産業の組合員数には、非独立組合員数を含む。

第10表 社会保障費の国家予算に占める割合

(億円)

	GDP(名目)	一般歳出	社会保障関係費	割合
1980年度	2,462,664	307,332	82,124	26.7%
1985年度	3,274,332	325,854	95,736	29.4%
1990年度	4,499,971	353,731	116,148	32.8%
1995年度	4,964,573	421,417	139,244	33.0%
2000年度	5,041,188	480,914	167,666	34.9%
2005年度	5,033,668	472,829	203,808	43.1%

第11表 収入階級別年間収入及び年間消費支出の推移(全国、二人以上の世帯)

(単位:万円)

	平均	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
年間収入						
1994	784	316	520	689	904	1490
1999	759	303	494	667	885	1446
2004	693	275	445	598	800	1345
年間消費支出						
1994	413	268	336	389	469	603
1999	402	258	327	380	455	591
2004	384	251	314	361	428	566

注 総務省統計局「全国消費実態調査報告」による。

第12表 生活扶助基準額

実施年度	標準世帯基準額(円)
	(1級地)
2000	163,970
2001	163,970
2002	163,970
2003	162,490
2004	162,170
2005	162,170
2006	162,170
2007	162,170
2008	162,170
2009	162,170

第13表 消費水準指数

(2005年=100)

年	指数
1995	104.1
1996	104.8
1997	104.8
1998	102.8
1999	101.8
2000	101.2
2001	100.0
2002	100.6
2003	99.6
2004	100.0
2005	100.0
2006	98.2
2007	98.9
2008	96.9

注 総務省統計局「家計調査」による。

第14表 住宅数、持ち家比率及び空家率の推移

	1978	1983	1988	1993	1998	2003
住宅総数(1000戸)	35,451	38,607	42,007	45,879	50,246	53,891
総世帯数(1000世帯)	32,835	35,197	37,812	41,159	44,360	47,255
1世帯当たり個数(戸)	1.08	1.10	1.11	1.11	1.13	1.14
持ち家比率(%)	60.4	62.4	61.3	59.8	60.3	61.2
人が居住する住宅(1000戸)	32,189	34,705	37,413	40,773	43,922	46,863
空き家(1000戸)	2,679	3,302	3,940	4,476	5,764	6,593
空き家率(%)	7.6	8.6	9.4	9.8	11.5	12.2

注 総務省統計局「住宅・土地統計調査」による。

第15表 所有関係別一住宅当たり延べ床面積の推移

(単位: m³)

	全体持ち家		借家				
	土体	可つ外	総数	公営	公団・公社	民営借家	給与住宅
1978	80.28	106.16	40.64	41.52	43.32	37.02	55.33
1983	85.92	111.67	42.88	44.90	44.67	39.19	57.28
1988	89.29	116.78	44.27	47.00	44.84	41.77	56.07
1993	91.92	122.08	45.08	49.44	46.66	41.99	56.35
1998	92.43	122.74	44.49	50.19	46.97	42.03	53.52
2003	94.85	123.93	46.30	51.56	48.99	44.31	53.63

注 総務省統計局「住宅・土地統計調査」による。

第16表 住宅の衛生設備、腐朽破損の状況

	戸数(1998年)		
住宅総数	43,922,100 (100.0%)		
浴室のない住宅	1,278,700 (2.9%)		
危険又は修理不能な住宅	180,400 (0.4%)		

注 総務省統計局「住宅・土地統計調査」による。

第17表 住宅の建築時期別所有形態

(単位:戸)

							(+
	総数	持ち家	借家				
建築時期	小心 女人	可つ多	総数	公営	公団・公社	民営借家	給与住宅
∼ 1950	2,188,300	1,878,100	310,100	10,600	-	288,800	10,700
1951 ~ 1960	1,386,100	1,018,200	368,000	59,500	29,700	257,100	21,800
1961 ~ 1970	4,480,000	2,809,500	1,670,500	395,900	286,900	786,000	201,600
1971 ~ 1980	9,541,400	6,495,600	3,045,800	737,200	327,300	1,661,900	319,300
1981 ~ 1985	5,427,800	3,558,800	1,868,900	273,500	58,800	1,383,300	153,400
1986~1990	6,092,100	3,400,800	2,691,400	208,900	49,900	2,238,100	194,400
1991 ~ 1995	5,940,000	3,343,700	2,596,200	205,300	57,600	2,057,300	276,000
1996~1998年	4,369,900	2,607,700	1,762,100	141,700	55,700	1,421,400	143,300
1999年	1,205,900	742,800	463,100	42,200	18,500	366,100	36,200
2000年	1,247,100	791,700	455,500	39,800	20,100	362,600	33,000
2001年	1,128,800	724,800	404,000	27,300	9,400	342,300	25,100
2002年	1,000,800	608,900	391,900	23,100	16,300	330,300	22,200
2003年1月~9月	656,600	400,000	256,500	14,300	5,200	221,300	15,700
時期不詳	2,198,300	285,300	881,900	3,100	700	844,800	33,300
住宅総数	46,862,900	28,665,900	17,166,000	2,182,600	936,000	12,561,300	1,486,100

注 総務省統計局「住宅・土地統計調査」による。

第18表 性別乳児死亡率(出生10万対)(平成19年)

	総数	男	女
総数	259.5	274.0	244.2

第19表 乳児死亡数(平成19年)

		総数	男	女
全	田	2 828	1 534	1 294
市	部	2 564	1 373	1 191
郡	部	259	157	102

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」 注:市部・郡部の計には、住所地外国・不詳を含まない。

〇分類に係る定義について

市郡は、次の分類による。

1. 市部 (大都市及びその他の市)

(1) 大都市

18大都市(東京都区部、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市)をいう。

(2) その他の市

18大都市以外の市をいう。

2. 郡部

上記1~2以外をいう。

第20表 都道府県別平均寿命(平成17年) (単位:年)

		(単位:年)
都道府県	男	女
全国	78.8	85.8
北海道	78.3	85.8
青森県	76.3	84.8
岩手県	77.8	85.5
宮城県	78.6	85.7
秋田県	77.4	85.2
山形県	78.6	85.7
福島県	78.0	85.5
茨城県	78.4	85.3
栃木県	78.0	85.0
群馬県	78.8	85.5
埼玉県	79.0	85.3
千葉県	79.0	85.5
東京都	79.4	85.7
神奈川県	79.5	86.0
新潟県	78.8	86.3
富山県	79.1	86.3
石川県	79.3	86.5
福井県	79.5	86.3
山梨県	78.9	86.2
長野県	79.8	86.5
岐阜県	79.0	85.6
静岡県	79.4	86.1
愛知県	79.1	85.4
三重県	78.9	85.6
滋賀県	79.6	86.2
京都府	79.4	85.9
大阪府	78.2	85.2
兵庫県	78.7	85.6
奈良県	79.3	85.9
和歌山県	78.0	85.4
鳥取県	78.3	86.3
島根県	78.5	86.6
岡山県	79.2	86.5
広島県	79.1	86.3
山口県	78.1	85.6
徳島県	78.1	85.7
香川県	78.9	85.9
愛媛県	78.3	85.7
高知県	78.0	85.9
福岡県	78.4	85.9
佐賀県	78.3	86.1
長崎県	78.1	85.9
能本県	79.2	86.6
大分県	79.0	86.1
宮崎県	73.6 78.6	86.1
鹿児島県	78.0	85.7
沖縄県	78.7	86.9
71 仲七万下	70.7	50.5